

同日衆議院から、同院は電波監理委員会委員に坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は電波監理委員会委員に坂山平一君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

○副議長(三木治朗君) これより本日の會議を開きます。

(三橋八次郎君發言の許可を求む)

○副議長(三木治朗君) 三橋八次郎君。

○三橋八次郎君 私はこの際、行政協定に伴う演習地の接収に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○山下義信君 私は只今の三橋君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 三橋君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。三橋八次郎君。

(三橋八次郎君發言、拍手)

○三橋八次郎君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、演習地接収に關連しての諸問題について緊急質問をするものであります。

同等の立場において締結されたはずの講和條約、安保條約、行政協定の現実は、国民の上に余りに冷感であつて、自主性に乏しいことにつきまして、国民は平和と独立というこにつきまして、それに疑義を挟むに至りまして、誠に遺憾と存する次第でございます。殊に行政協定の実施に伴う諸事項中、農村に影響ある事柄を見ましても、誠に憂慮に堪えぬものがあるのであります。眞の独立は、自立經濟を基礎とし、食糧の自給こそ最も重要なことであります。我が國の食糧

事情は輸入三百五万トンを計算に入れて計画を立てられていたことは、独立國家として甚だ心細く、その輸入費は輸出総額の半ばに達する／＼としていたものであります。食糧の自給度の向上こそは最も必要なことであり、國を挙げて農村の振興を考え、食糧自給度の向上を如何にすべきかを図らなければならぬ喫緊のときであります。

然るに行政協定の農村に與える影響は、種々の面、即ち軍事予算と農業関係經費の制約、負担の増加、再軍備と人的動員、農村の反動支配等、間接的な要因は広汎に亘りますが、直接的な、そして現実に現われている問題としては、土地接収をめぐる諸事項が急を要する問題として取上げられるのであります。土地の接収に關連して起る派生的な問題が農村の醇良なる風俗習慣を破壊して、平和であるべき農村に波瀾が起り、生産意欲の減退を招来したり、又環境的に純朴で平和を好む農村を、土地の接収に際して無益にその思想を刺激する等のことは、誠に憤しむべきことであります。現在調達された開拓地は二十都道府県に亘り五千六百町歩、関係農家戸数は五千九百戸、既存農地は十八都道府県に跨がり、七百四十九町歩、関係農家戸数は千七百戸であり、又最近調達されようとして

おる開拓地におきましては、十六都道府県に亘り八百四十町歩、関係農家戸数は一千二百九十戸、既存農地は六道県に亘つて八百六十一町歩で、農家数は二十八戸であります。合計におきまして、関係都道府県は二十であつて、面積は一万五千三百四十町歩、農家戸数は八千九百十八戸であり、その影響するところは甚大なるものがあることは申すまでもないのであります。殊に農業は、その生産力に影響を有しますと

ころの水灌漑森林、灌排水路、溜池、防風林等にも關係がありまして、ただ單に農地面積のみによつて論ずべきものではないので、更にそれによりましてその重大性を知ることができるとであります。

先ず外務關係であります。安全確保條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の第四條にも規定され、民意が尊重されることになっておりますが、現実にはこれに反するものがたくさんあるの、右法律の運用に當りましては、自主性と獨立を確認して、一方の命令で接収されるようなことがないように、我が國農業の重要性に鑑み國民の支持の下に自主的協定確立のため努力する意思ありや否や。

次に、五月二十六日の東京新聞によりますと、米軍は演習地増加を希望してゐるとありますが、最終的範圍はいつ頃決定されるのであるか。農民は接収の不安にかられて増産意欲を低下し、耕作に熱意を欠くような状態にあるのであります。心理的にも経済的にも大なる影響がありますから、速かに決定して頂きたいものであります。又最終決定のあとでも、米軍の希望によりまして一方的にその枠は拡大されるものであるかどうか。

次にYED司令官某大佐は、相模原町における米軍兵器廠の建設に際しまして、町長と折衝することなく、農民退去の立札を各所に立てられておるが、このような一方的事後承諾は認められてゐるかどうか。又山梨県梨カ原における農地調達命令及び演習地擴張のための立入禁止処置についても御答弁願ひたいのであります。

び、営農生産が主でありますから、牧野を接収されることによりまして四〇％の収入減となり、農業生産も豊肥その他の關係から二〇％の減收を予想されておるのであります。そのほか多数の農業施設を失ひ、三千六百戸の農家の農業經營は壊滅するの、悲痛な反對をしております事情は、政府も御承知のことでありましょう。更に又富士山麓の接収問題であります。接収が予想されている問題の地域は、日米合同委員會で日本側に提示されたものによりまして、山梨、静岡両県に跨がり、旧日本軍演習地を含む五万一千町歩となつております。すでに接収されております三万七千町歩を新らしく接収予定をされてゐる一万四千町歩で、関係農家数は五百戸に及び、副業収入として重要な農家収入の部分を占めます。木炭の生産に重大なる支障があるのみならず、森林牧野の損害も甚だしいのであります。そしてこの接収地域は大には反對しておるのであります。そのほか宮城県王城カ原にも同様の問題が起つております。以上、阿蘇、富士山麓及び王城カ原の三地区に対する合同委員會における審議の経過及びその後の推移をお答えして頂き、農家の不安を一掃されんことを切望するものであります。

次に、接収地に対する補償料の問題であります。農業は土地なくしてその生産はできないのであります。最も重要なことと申さなければなりません。且つ土地條件により自然的に特異なる発達を遂げて来たところの農業は、たとへば換地を與えられまして、そのままの農業を従前通りに行ふことはできないのであります。即ち工場などを移転するのはわけが違ふのであります。土質が異なれば、經營の内容は容は勿論、農具の種類も異なる事実

は、各地方における銀の形を見ましてよくわかるのであります。かように農業の特質から論じます場合におきましては、農林省案でもなお低きに過ぎるものがあるのではありませんが、その内容を見ますに、農林省案は、土地收用の場合の離作料は、その土地を利用して得られる農業所得の五分分当八万五千円を主張してゐるのに対して、大蔵省ではこの間の利子を差引いた額四年二月とし、内地平均一町一畝歩の総補償料は、農林省案二百万円に対して大蔵省案百九十万円、借上料は、農林省案は年反当一万五千円に対して大蔵省はその六割九千円と聞いたのであります。(緊急質問をしない、緊急質問を)と云ふ者あり。農業の実態から見ても過ぎるものがあります。農林大臣は不幸なる農家のため農林省案を成立せしむる自信と努力とを誓ふ決意ありや否や伺ひたいのであります。なお大蔵省は、補償総額九十六億という枠内におきまして、農村以外の建物使用料等に多額を割き、農村方面に充てておるのであります。そして農林省案を安く値切ろうとしておるの、單なるこれは財政数字の弄びであつて、重要政策施行のための財政とは認められぬのであります。農林省案を認めて、財政の都合によつては二カ年にこれを分割して拂ひましてよいと思ひますが、補償額を引下げることが實際該當農家の身になつて考へてもらわなければなりません。

次に開拓地の補償料であります。戦後政府の要請によつて多大の犠牲を拂つて入植し、血と汗によりまして定着し、入植後日をおく、經濟事情又貧困でありますから、接収によつて受ける打撃も又著しいのであります。よ

つて政府は再入植を保障するため開拓地の補償料を更に引上げるべきだと思ふのでありますが、政府は如何考へるのございませう。又建物の補償は移築料程度のもので支出できぬかどうかということをお願いしたのでございませう。

土地接收に対する補償料が大蔵省と農林省と対立のまま決定してないのにもかかわらず、土地接收が進められておりますが、かかる事実先行は農民の人権蹂躪であつて、不安増大の原因となるのであります。若しも事後決定の補償料に對しては農民が満足であつた場合、一方的に農民を抑圧するの。政府の具体的態度如何。更に、土地接收につき、大蔵省は借り上げ方針であるが、財政的にはそれが都合がよくても、土地をなくして農業経営は成立しないので、土地を接收された農家はすべて生計維持困難者とみなすべきで、收用を建前とすべきであると思ひますが、政府の所見はどうでありますか。次に、接收解除後における接收地及び農家に対する具体的措置及び対策はどうでございませう。又土地等使用等に関する特別措置法施行前に連合軍によつて使用されたことによりましてこゝに損失の補償は、本法に準じて処理されるべきかどうかというのを伺ひたいのであります。

又地方から警察予備隊誘致運動があると思ひますが、政府は農業の重要性和食糧の自給度向上という意味合いから、大局的に農家の犠牲を最小限度にとどめるために考慮を拂われたのであります。

次に農業漁業方面の間接損害であります。五島列島の寒ぶりの漁場問題、農地接收における水利防風林、水源涵養林、耕作道路、漁網及び漁船問題、昭和二十七年六月二日 参議院會議録第四十六号 行政協定に伴う演習地の接收に関する緊急質問

係等の損害に対する補償をどう考へておりますか。

次に法務関係に関する問題であります。駐留軍が農村に入つたために起る犯罪の取締及びこれが予防対策はどうでございませう。契約上の紛争処理問題に関する裁判権は暫定協定という形で決着したらしいが、裁判官職権については個々の事例について取扱をきめることとありますが、このような漠然とした協定では、事実上日本に不利となることはないか。駐留軍関係の事故に対する補償規定は一応本極りとなつたが、その中で、自動車事故、飛行機墜落等の不法行為で、人命、建物、土地等に損害を與へた場合に、日米分担で補償すると言ふが、その割合はどうでありますか。次は、日本側で米軍に責任ありと判定し、米側で責任なしと眞議を申立て、而も日本側で救済を必要と認めた場合、日本側が見舞金を拂ふことがあるか、又誰がその判定に當り、その必要を認めるのかどうか。又風紀の取締はどういう対策を立てておられるか。特に兵隊を対象とする夜の宿を始めなければならぬ農家の数が漸次増加してゐるということにつきましては、政府はどう考へておりますか。

以上述べました諸問題につきましても、農業経営の安全確保を旨として、農家をしく不安なく増産にその意欲を燃え立たせるよう、又農村の思想を刺激して往々に混乱を招くことのないよう、どこまでも平和的に民主的に接收問題を解決して、真に平和国家的な基盤となり得るような農村の育成について施策を推進せられようと思ひます。まして、私の質問を終りたいと思ひます。(拍手)

【國務大臣岡崎勝男君答へ、拍手】
【國務大臣(岡崎勝男君) 只今の御質問の中で、私に直接関係のある方面についてのみお答えをいたします。

米軍の性格は、御承知のように日本の防衛といふことになつて参りましたので、米軍がその訓練を強化するため演習地等の拡大を希望することはあり得ることでもあり、又日本としても、國民経済に支障のない範囲では、できるだけこれに協力すべきが當然であると思ひます。演習地の最終的決定は多少まだ遅れると見られるのでありますが、政府としてはなるべく早く決定したい方針で、只今話合を進めております。大体あと一カ月くらいいかかつて最終的にきまるのではないかと考へられるのであります。行政協定の第二條の第二項に明記してありますように、一定の施設区域については、最終的決定があつたあとでも、日米いずれかの一方の当事者の要請によりまして再検討され得ることになつております。従ひまして、不必要なものも最終決定の後におきましても当然廃止いたします。又特に必要がある場合には新たに増加することもあるものであります。勿論新たに施設を決定します場合には、両国の合意が必要であることは申すまでもないのであります。従ひまして、米軍の希望によりまして一方的にその地区が拡大されるというようなことは全然ないのであります。

又各地の農地の問題についてお話でありましたが、第一の相模原の農地につきましては、これはもと／＼一昨年頃からすでに接收済みのものであります。その中で使用をする必要が直ちになかつたものにつきましては、農民の希望によつてその上で耕作をすることを承認して来たのであります。従ひまして勿論この権利関係が設定されておるわけではなくして、全く一時的に使用を承認されておつただけのことではあります。この問題につきましては、県当局及び現地住民等がいろいろ協議をいたしまして、話合がきまつておるのであります。決して一方的にきまつたわけではないのであります。又熊本県阿蘇山麓の問題は、まだ範圍等も決定いたしておりませんので、仮に一部使用の場合には補償については十分考慮するつもりであります。富士山麓の演習地につきましても、範圍は今までのものをどれだけ拡大するかということはまだきまつておりませんけれども、これは私も自身でその現地に参つて觀察をして来たのであります。只今のところは一切農地を避けて、又山林等も避けて、演習地の設定を行なつておりますが、これも将来必要がありますれば一部使用することがあるかも知れませんが、その場合の補償は十分考慮するつもりであります。

又宮城県の上郷地方についても同様であります。なおこの行政協定の補償の分組と申しますか、日米双方でどれだけの割合で分組するかということにつきましては、まだ決定いたしておりませんので、これは行政協定の話合のうちに、合同委員会での割合を決定しようということになつて、只今適當なる率を相談中であります。又合同委員会が責任の所在等につきましても意見を交換し、話合をきめましますけれども、この問題が意見が合へない場合には、これは当然両国政府の間で更にこれを取上げて話合をきめる、こういうことになつております。(拍手)

【國務大臣廣川弘禪君答へ、拍手】
【國務大臣(廣川弘禪君) 非常に御親切な御質問で、(笑聲)農民諸君がこういう問題を提げて、心配の余りよく陳情に参ります、いつも申し上げている通り、農民の眞の幸福を考へて我々は

やつておるのであります。(笑聲)この問題についても決して私たちが一方的に農民を抑圧するようなことはいさなかつてもおるのであります。具体的な接收希望地については外務大臣からお話があつたやうであります。我々といひましたも慎重にこれはやつておるのであります。(接收といふことはあるのかね、本當に)と呼ぶ者あり)今まで具体的にまとまつたものはないのであります。農林省といひましては、合同委員会等における資料を十分精査いたしまして、慎重にこの問題はやるつもりであります。御心配はないと思ひます。(接收なんてないだらうと)と呼ぶ者あり)土地の接收に対する補償の基準の問題であります。農林省といひましては、はかの省のダム建設或いは道路の新設等の基準等を見まして、それに農家に最も必要な耕作権であるとか、こういつたようなものを十分これを細かく取入れて基準額を決定いたしておるやうなわけでありませう。又大蔵省との間に意見の相違があるのじやないかというものであります。阿省間で折衝する場合は、これは意見は多少あるものであります。大蔵省は多分農林省の意を信じております。(笑聲、拍手)又駐留軍の使用区域を確定する前に補償金額をきめなければいかんじやないかというお話であります。これもお説の通り決定する前に基準をきやんと決めたいと思つております。それから次は農林省の案が余り低いじやないか、基準が低いじやないかというお話であります。これも安当な案を作つておるやうなわけでありませうから、これも決して私は御心配ないと思ふのであります。それから漁業の問題についてのお話であります。この間接的に影響を受

使用を承認されておつただけのことではあります。この問題につきましては、県当局及び現地住民等がいろいろ協議をいたしまして、話合がきまつておるのであります。決して一方的にきまつたわけではないのであります。又熊本県阿蘇山麓の問題は、まだ範圍等も決定いたしておりませんので、仮に一部使用の場合には補償については十分考慮するつもりであります。富士山麓の演習地につきましても、範圍は今までのものをどれだけ拡大するかということはまだきまつておりませんけれども、これは私も自身でその現地に参つて觀察をして来たのであります。只今のところは一切農地を避けて、又山林等も避けて、演習地の設定を行なつておりますが、これも将来必要がありますれば一部使用することがあるかも知れませんが、その場合の補償は十分考慮するつもりであります。

又宮城県の上郷地方についても同様であります。なおこの行政協定の補償の分組と申しますか、日米双方でどれだけの割合で分組するかということにつきましては、まだ決定いたしておりませんので、これは行政協定の話合のうちに、合同委員会での割合を決定しようということになつて、只今適當なる率を相談中であります。又合同委員会が責任の所在等につきましても意見を交換し、話合をきめましますけれども、この問題が意見が合へない場合には、これは当然両国政府の間で更にこれを取上げて話合をきめる、こういうことになつております。(拍手)

【國務大臣廣川弘禪君答へ、拍手】
【國務大臣(廣川弘禪君) 非常に御親切な御質問で、(笑聲)農民諸君がこういう問題を提げて、心配の余りよく陳情に参ります、いつも申し上げている通り、農民の眞の幸福を考へて我々は

やつておるのであります。(笑聲)この問題についても決して私たちが一方的に農民を抑圧するようなことはいさなかつてもおるのであります。具体的な接收希望地については外務大臣からお話があつたやうであります。我々といひましたも慎重にこれはやつておるのであります。(接收といふことはあるのかね、本當に)と呼ぶ者あり)今まで具体的にまとまつたものはないのであります。農林省といひましては、合同委員会等における資料を十分精査いたしまして、慎重にこの問題はやるつもりであります。御心配はないと思ひます。(接收なんてないだらうと)と呼ぶ者あり)土地の接收に対する補償の基準の問題であります。農林省といひましては、はかの省のダム建設或いは道路の新設等の基準等を見まして、それに農家に最も必要な耕作権であるとか、こういつたようなものを十分これを細かく取入れて基準額を決定いたしておるやうなわけでありませう。又大蔵省との間に意見の相違があるのじやないかというものであります。阿省間で折衝する場合は、これは意見は多少あるものであります。大蔵省は多分農林省の意を信じております。(笑聲、拍手)又駐留軍の使用区域を確定する前に補償金額をきめなければいかんじやないかというお話であります。これもお説の通り決定する前に基準をきやんと決めたいと思つております。それから次は農林省の案が余り低いじやないか、基準が低いじやないかというお話であります。これも安当な案を作つておるやうなわけでありませうから、これも決して私は御心配ないと思ふのであります。それから漁業の問題についてのお話であります。この間接的に影響を受

けるものにつきましては、なか／＼これは調査が至難でありますのであります。これを技術員を動員いたしまして、その場合に対処いたしまして、検討をいたしたるようなわけであります。なお又これについては相当の補償額も要するのじやなかろうかと思ひますので、これも大蔵省と交渉いたしておるやうなわけであります。(拍手)

〔国務大臣 木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今の御質問中、私の所管事項に関連する部分についてお答えいたします。

駐留軍が農村等に配置せられますることによつて将来生ずべき各種犯罪に對しましては、必要な地域にそれ／＼警察力の充実を図りますと共に、行政協定並びにこれに伴う刑事特別法の趣旨に従ひまして、駐留軍側の取調機関と密接に連絡いたしまして犯罪の取締及び予防に遺憾なき処置をいたしたと考へております。(どつちの犯罪だ)と申す者あり)

合衆国駐留軍との間の物資等の調達に關する契約上の紛争の処理に關しまして、裁判権の問題については、御質問のような暫定協定を結んだ事實はないのであります。

合衆国駐留軍の飛行機、自動車等の事故など、駐留軍の活動に起因する不法行為上の損害が生じた場合は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴ひます民事特別法第一條又は第二條の規定によりまして、日本国が国家賠償法、民法等、不法行為による国の損害賠償責任に關する国内法の規定に従ひまして、被害者に対して損害賠償の責任を負ふ次第であります。日本国が損害賠償のために支出をいたしました経費につきましては、行政協定第十八條

第三項の規定によりまして日米兩國が分担することになつておるのは御承知の通りであります。なお日米兩國の右の分担の割合につきましては、只今合衆国側と折衝中でありまして、未だ決定の段階には至つておりません。前に申上げましたように、駐留軍の活動に起因いたしました不法行為上の損害が生じた場合には、被害者に対する賠償に關するは日本国が損害賠償の責任に任ずる次第であります。従ひまして、国としては、この損害賠償につきまして裁判外で被害者と合意をしたり、又は被害者が国に對しまして訴えを提起いたしました場合には、国の損害賠償義務の有無、損害賠償の額につきまして裁判がなされるわけでありまして、行政協定によりまして、日本国がこのように被害者と合意をし又は日本の裁判所の裁判があらまされた場合には、この合意又は裁判は結局最終的に拘束力を有するものでありまして、合衆国側におきましてこれに對して異議を申立てることはできないことになつておる次第であります。従ひまして、御質問のように責任の有無について日米兩國の間に見解の不一致が生ずるといふことは先ずあり得ないと考へるのであります。ただ米軍の戦術行為による損害につきましては、行政協定におきましては右に述べました救済の手段が與えられておらないことになつております。又先に述べました行政協定に伴う民事特別法におきまして、駐留軍の行動による損害発生の場合には、違法性があることが、国において損害賠償責任を負ふための要件となつておるのであります。一般の戦術行為によつて損害が発生いたしました場合には、違法性がないものと解せられますので、右の民事特別法による国の損害賠償責任は生じないわけであり

ます。従ひまして駐留軍の戦術行為による損害の場合には、日本政府といたしましては法律上の損害賠償責任はないのであります。被害者に見舞金を支給して被害者の救済を図ることが極めて適當であるのでありまして、この見舞金に關しましては、去る五月十六日の閣議決定によりまして、健康保険法、労働基準法等に規定されております損害賠償の場合に準じてこれを支給するの基準を定めておるやうな次第であります。なお見舞金の支給につきましては、同じく右の閣議決定によりまして、調達庁長官の申請によつて内閣總理大臣が決定することになつておるのであります。(拍手)

〔大野幸一君発言の許可を求め〕

○副議長(三木治朗君) 大野幸一君。

○大野幸一君 私はこの際、東電問題に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は只今の大野幸一君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 大野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と申す者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議なしと認めます。よつてこれより発言を許します。大野幸一君。

〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。今般の東電問題に關連して、東京電力会社が公益事業なるが故に、政府並びに関係機関に對し若干の質をいたしたいと思ひるのであります。

独立後の日本の眞の自主性は先ず經濟の自立にあることは論を待ちません。特に現在の國際情勢下においては自立經濟確立のために國內資源を開発することが最も緊要なこと、そのた

め電力の増産は全國民のひとしく希求してやまないところでありまして、又この目的達成のため、電力業者は勿論、これに従事する各関係者は、眞に事業報國の氣持を忘れてはならないし、政府も又これが事業の管理監督には公平無私を以て臨まなければならぬと思ひますのであります。そういうときに、東電事件は実に遺憾なことでありまして、何でありますか、社長以下首脳部役員の間で争奪戦にどまらるのであります。全く会社の乗取りの泥仕合であつたのであります。國民は、直接間接國家の補助を受けているところの公益事業会社が、果してこれだけの公憤と憤慨を覚えるでありませんか。これがために、私は國民に代つて本日政府並びに各関係者に警告を發しつつ、若干の質問を展開したいと思ひるのであります。併しその根拠は案外遠きにあるのではないかと考へられます。そも、一昨年でありましたか、大西、桜井、前正副社長が電力分断案に反對的意見を持つておつたとかで、政府はこの人たちに詰問を切らせてしまい、遂に現在の小坂總裁の選任を強行いたしました。配するに松永公益事業委員長代理を以てし、再編成による新会社が設立されるや、吉田首相の側近者や親族のかた／＼を社長などに据えたのであります。ところが皮肉にも、やれ新会社の人事が松永一派に占められたとか、又は小坂派が人事の奪還を企ててゐるとか、又は利権も絡み合つて、紛争の兆が現われ始めまして、それ、經理に疑惑があるとか、或いは政党内政治資金が出てゐるとか、いろ／＼取沙汰があつたのであります。それが今回の東電会社の株主總會となつて表面に出たものであると世間では言われておるのであります。

先ず第一に質したいことは、公益事業委員會や公正取引委員會が夙にこの間のいわゆる紛争を如何にして処理して來られたかといふことであります。その経過の報告を求めたいのであります。両委員長は政治家ではございませんであります。今こゝに答弁された大田方とは違つて、まじめに一切の今までの経過をお承りしたいと思ひるのであります。公益事業である電力会社が今回のごとき紛争があつては、電力事業の健全な発達を図り、公共の福祉を増進することができぬのか。人の和こそ事業の經營、運営に大切なに、役員争奪に専念しておつては、その目的が達せられるかどうかは申上げるまでもありますまい。そこで、両委員會は互に権限の相違はございまして、公益事業目的達成のために各機能を公平無私の立場から發揮するべき機關でありまして、然るにむしろその紛争の原因を作つてみた、その渦中に入つたのではないかと、いふ点があるであります。即ち、曾つては松永公益委員長代理は、いわゆる銀座電力局なるものを作つて、電力界にそのボス振りを發揮されて、これが今は電源開發調査会として存続しておるやうであります。土木事業者などはこの承認がなければ請負うことができないと言はれておるやうにと、まあ利権と絡み合つて派閥を醸成する禍根があるのではないかと考へられております。この間の事情を松本委員長から詳細に承りたいと思ひるのであります。

公正取引委員會について申上げれば、今回の東電問題は、直接の点は、何といつても日発側が清算人として暫定的にいわば預かつてゐるところの四割の株式の株主権を行使して最高人事を奪おうとしたことでありまして、元來東京電力は日本発送電と關東配電

けたともございませんし、又公正取引委員会からも政府に対して何らかのお話を受けたことともございません。従つてこの件に關して政府が何らかの圧力を加えたかというようなことは、全くこれは虚構の誤解でございますから、そう御理解を願います。(2)その通りと呼ぶ者あり、拍手)

「政府委員松本恭治君登壇、拍手」

○政府委員(松本恭治君) 只今の御質問に對しまして、公益事業委員会に關する範圍におきまして私からお答え申し上げます。

今回の東京電力株式会社の株主總會が紛擾を來たしまして流會に終つてしまつたといふことは、私が非常に遺憾と存じておるところであります。が、この際はどういふことからかういふ妙な事態を生じたのであるかという經過につきましては、我々の委員会が知つておりますことを御報告することがよいいかと思ひます。

御承知のように、東京電力会社は、他の八電力会社と共に昨年の五月一日に我々の委員會の決定によりまして設立されたのであります。その最初の役員は我々の委員會がこれを決定するといふことに法律上なつておりまして、これによつて任命をした次第であります。その任期は一年といふことにしたのであります。他の経済力集中排除法によつて解散された会社の社に代りにできまする会社の役員につきましては、大体の任期は六カ月、最初の役員は六カ月にきめるのが多いといふのであります。當時六カ月にしていゝのじやないかといふ説が相當あつたたのであります。併しながら我々としてはい、いわゆる日発、日本発送電株式会社の規模の大きいこと、株主の多いこと、又いゝの事情が紛糾してゐることに鑑みまして、六カ月では、その

うちに日本発送電の持つ新しい九会社の株式をその日本発送電の株主に還元して渡すという事はむずかしいか、我々の再編成が一月の初めから始まりまして四月中に終つたのであります。で、その速度を以てすれば或いはできるかも知れんけれども、併しまあ通常のやり方では六カ月ではむずかしいから、日発の持つところの各新らしい会社の株式は、必ずや正当なる株主即ち日発の株主に還元されるだろうという事を期待しておつたのであります。それで先ず一年ということに任期をきめました。その一年の任期が過ぎて今度の総会が役員の変更をする事になったのであります。

然るに、如何なる事情であるか存じませんが、日発の持つところの各会社の株式というものはその株主には還元されなかつた。依然として清算会社たる日発に残つておつたのであります。それは如何なる事情であるか、私もにはよくよくと了解に苦しむのであります。併しなから、この清算会社たる日発に對しましては、我々公益事業委員会は何ら監督権を持つておりません。従つてその点どういふことでそういふおかしい結果を生じたかといふことについては、不幸にして御説明ができない状態にあるのであります。各配電会社のほうも、即ち九つの配電会社がやはり日発と同時に解散されたのでありますから、これらの配電会社の持つておつた株式はどうであつたかといふことは僅かに三、四カ月の間にその九配電会社の株主に還元されておる。これは勿論規模から申せば日発よりは小そうございますが、併し三、四カ月の間に全部還元されておる。然るに日発の株式だけは遂に一年を経過してなお還元されない。従つて今度の東京電力その他の各

電力会社の株主總會におきましては、やはり日発が株主として議決権を行使し得るかのように一見すれば見えることになつたのであります。この事情は私には甚だ不可解であります。御説明は只今申したようにできないのであります。従つて今度のこの總會が開けましたことにつきましては、この清算会社たるに過ぎない日発が、若しその表面上は帰属しておるのを見えさせる株主権を勝手に行使するやうなことがありとしますならば、これは甚だ違法であらうと私は考えました。即ち権利の濫用……昭和二十二年に改正された民法第一條に書いてあります通り、権利の濫用はこれは違法である、不法な行為であるといふことになりまして、若しその日発が清算会社が、勝手にその表面上属しているやうに見える株主権を行使するといふことがありましたならば、これは確かに権利の濫用である。違法であらう。私は法律家はなお機会があれば細かいことを述べる事ができようと思ひます。

先ほど質問者から法律上の見解というお話がありましたから、私の法律上の見解としては、日発は表面上議決権を持つてゐるのを見るが、併しなからその行使は勝手にできないのであつて、たとえ公正取引委員会がこれを許したとしても、その行使といふものには限界がある。その限界を超えたり違法であるとは私は信じてないのであります。で、そういうやうなことで、五月の初め頃から、ややもすれば日発が議決権を行使して、そうして役員の変更を図るやうなことの噂もなかつたではないやうでありましたので、我々としては、若しそういうことがあつては非常な違法なことが生ずるので

困つたことであると考えましたから、五月の十六日に、特に書面を以て、この公益事業委員会の希望をいたしまして、横田公正取引委員長に申入れをしたのであります。

その申入れは、第一点は何であるかと申しますと、新しい今度の選任につきまして、どうか人員が増加しないやうにしてもらいたい。これは参議院及び衆議院の両院の委員会におきまして、しばしば問題がありまして、どうしても電力会社は合理化をしなければいかん。役員の数が多過ぎると見られても決して足りないものではないから、増やさぬやうにという話がありまして、これに對して我々の委員会としても同感である。これは経過上止むを得ず多少役員の数が多かつたかも知れんけれども、これは感ずることはしてもしも、そういうことを御容許しております。そういう趣意に適應するため、どうか一つ今度役員の変更の議案が出ましたときに、役員数は減らすやうがよろしい。増やすことは成るべくしないやうにしてもらいたい。そういうやうに、日発が若し何か議決権でも行使されるならば、役員数を増すやうなことはしないやうにしてもらいたいといふことを申入れました。

第二点は、各会社の現状を見ますと、この会社は非常に御承知のやうな面倒な再編成によつて大変な会社であります。最初のうちは相当複雑でありましたが、幸いにその後役員に人を得たと大體思われるのであります。その結果、和衷協同して働いておられます。そういう例はロスの軽減或いは電源の開発というやうなことには非常な努力をしまして、例えは電源の開発については確か火力と水力と両方で二十六年の一年間に四十何万キロか

の発電力の増大を見たというやうなことであります。それからロスの軽減についても非常に大きなロスの軽減ができた。社内に緊縮されて、先ずこの分ならばこれでだん／＼よくなつて行くだろうという曙光を見てゐるのであります。この際によほど特別な事情があるのなければ、役員をみだりに変更させることは、更に会社内の状態を紛更することになるのであつて、そういうことにはならんやうにしてもらいたいといふことが第二点であります。

この点を率直に書面を以て申入れしたのであります。この事情につきましては、当時の私の聞知しましたところによれば、横田委員長も大體了解されたやうに聞いております。然るにほかの電力会社についてもいろいろなことがあるやうに伝聞はしました。それは別として、この東京電力の株主總會の前日に至つて、にわかに日発の清算会社の清算人から公正取引委員会に申入れがあつたやうであります。これによつて新井、青木、後藤という三氏を新たに役員にしたい、加えたいといふ申入れがあつたやうであります。これに對しまして東京電力の当局者は、どうか、役員を増すやうなことは困るから、この際、役員を追加することはやめてもらいたいといふことを公正取引委員会に申したといふことを聞いております。然るに同日夕刻に至りまして、公正取引委員会から、私も委員會對しまして東京電力の株主總會における日発の議決権行使はこれを承認した。但し役員を選任についてはのみは、日発の申出は十五名以内に限つて議決権を行使しろといふことで、そういう條件を附けて承認したといふことの通告がありました。それは株主總會の前日の夕刻であります。私

は委員会全体には諸君はありませんでした。が、私自身の考えとしては、この三名の追加というのは、恐らくは現任者をやめて三名を入れるといふのではなくて、つまり二名だけ増え得るのであるから、その二名だけを今の三名のうち誰かを入れるといふ意味である。ところが実は解散しておりました。然るに今日の朝に至りまして、私の考えは今の三名を入れるのだ。全部入れ。併しなから十五名を超えるわけに行かんから、現任者中の安藤社長と堀越常務取締役をやめるのだといふことを日発側で言われたやうであります。まあ私の想像とは全く違ふのであります。私の考えでは、そも／＼清算会社の権利能力は、法律がちゃんと書いてあります。どう書いてあるかといふと「会社は解散の後といへども清算の目的の範囲内においてはなお存続するものとみなす」と商法に書いてあつたと思ひます。これは民法の法人についても同じやうな規定があります。その意味は、「解散した会社はすでになくなつた。解散して無い。解散といふのはなくなつたといふことを意味するのである。併しなから清算をしなければならんから、清算の目的の範囲内だけではなお存続するものとみなす」といふのであります。然らば清算会社は、清算の目的の範囲を超えて或る行為をする事は、そういう権利能力は、法律上認められておらないのである。よつて若し清算会社が、例えは持つておる株式について、その株式会社が非常に紊亂しておる。このまま黙過できない。若しそれをそのままにしておいては株式の値段が下つてしまつたために、非常な、清算の場合に財産が減価する。自身の持つておる株式が非常に下つてしまふ。それでは困るというやう

うな特殊の事情のある場合においては、初めてこの株価を維持するといふ意味で何らかの措置をとることは、清算の目的の範囲内の行為として認められ得ると思ふのであります。然るに東京電力株式会社は、御承知のように九電力会社のうちの最も繁昌しておる会社であります。ほかの会社は、今期も相当の欠損をたくさん出しておりまして、併し東京電力株式会社だけ、及びもう一二社だけは、赤字にならず黒字を出しておる。而して株価を見まして、最も高いのであります。ほかの電力会社と比べると、百円とか或いは百円以上も違ふという状態にあるのであります。私の聞知するところによりますれば、安蔵社長の人格高潔で、それから経験に非常に富んでおる。技術者として、又非常な優秀な技術を持つておられるという様なことは、東京電力の会社内は勿論、電力界において何人もこれを認めておるところで、この社長という中心人物をやめてしまつて、他を以て代えるとか、或いは代わられる人は持つといふ人も知れませんが、そういう危険なことをするといふことは、この際甚だ不当なことと私は思ふのであります。併しながらそういうことで、すでに決定されておる。又堀越常務取締役は、御承知のように金融経済のほうの非常な経験を持つた立派な人である。この人について何ら悪評を聞いたことはありません。のみならず、先生が東京電力に入つて働いておるために、非常にいいことをしなす。そういう最も有力な又中核である社長をやめ、そして他の人を以て代へようという様なことは、如何なる理由でそういう議決権の行使ができるのか。私としては、これは仮に議決権

が形式上存しておるとしても、これは権利の濫用であることは一点の疑いもない。従つてその議決権の行使は無効である。法律に反する。民法第一條の規定によつて無効であるといふことは殆んど疑いのないことだと思ふのであります。そういう状態であるが、併しそういう様なことをあとで申し争ひましても、御承知のように裁判は二年も三年もかかる。そのうちには今度選任される重役の任期は盡きてしまふといふ様なことになる。まあ、実に困つたことだと思つておりました。然るに聞くところによりますと、この総会におきましては、議場が非常にやかましくなりまして、反対の株主が非常にたくさんおつて、これらの株主の動議によつて流会になつたといふことを、報告を聞いております。私はこの結果は、勿論論と成るべく速かに更に総会を開いて、そして選任はしなければならぬと、併しながら重役の選任は、どうしてもその時にしなければならぬといふものではない。ちやんと商法では、そういうことができません。場合を予想して、従来の重役が、その選任を新たにされるまで、他の人が選任されるまでは、なお職務を有しておるというのを書いておりました。実際にいへば何ら差支えがないと思ふ。

その後において、何らかの株主が、日発側の株主だけが集まつて、夜になつて何らかの決議をして選任をされたといふ様なことを聞きますが、かくのごとく選任は、勿論無効であることは問題はないと考へております。これらの点は、併し事情をよく知りましてから、必要があつたらうお答えをしたいと思います。(拍手)

○政府委員(横田正俊君登壇) 只今の御質問に對しまして、私からお答えいたします。このときまず範圍におきまして率直に事情を申し上げまして、皆さまの御批判を頂きたいと考へております。今回の東京電力の株主總會におきましては、只今松本委員長から申上げましたように、この東京電力の最初の役員は一年という一年に限りまして理由には、本来株主總會において選任せらるべきものが、それを経ずに選任せられておりますので、これを一年後の改選の時に、株主總會において再検討をする、その内容を再検討するといふことが、この一年にいたした理由であらうと考へるのでございます。なお、その間に、新会社の株式が、日発並びに九配電会社に配当をせられましたものが、本来の正規の株主に配当をせられるであらうといふことが予定せられておつたことが、第二の点であらうと存じます。この点は先ほど松本委員長から申された通りと考へております。そこで、九配電会社につきましては、株主の關係も非常に簡単でございます。すなわち、数カ月の間に円満に残余財産の分配としての株式の配当は終りました。ところが日発に關しましては、日発の株主は御承知のように十五万人余りございまして、なお日発に割当てられまして新九電力会社の株式の総数は六百

万株でございます。これをこの多くの株主に分配することに關連しまして、非常に困難なる事情をいたしました。普通配電会社の場合でございます。その会社の株主に對して新しい会社、その株式を配当すればよいことになりまして、日発の株主に対しては一人の株主に對して九つの新しい会社の株式を配当しなければならぬといふ關係に立ちます。新会社の発行いたしました株式は、旧株式と違ひまして、額面が五百円、十倍になつております。若しこれを非常に形式的に分配いたすといひますと、極めて多数の株主が、殊に小株主が權利を失つてしまふ結果になるのであります。なお、これは公共団体等の關係におきましては、日発に出資いたしました株式に對しまして株式を受ける場合に、自分の關係のない地方の株主を持たなければならぬといふような關係も出て参りますので、この小株主の保護と、それから成るべく新会社の株式を適當に分配したいといふような配當からいたしまして、日発当局の人はいろいろ頭を悩ました結果、いわゆる株の片寄せと申します。そして、一応決定指令できまつておりました比率によつて分配を受けることを欲する株主に對しては、その定めに従ひまして配當することといたしますが、その他の希望を持つておる者に対しては、詳細にその希望を聞きまして、そして新会社の株式の配當手続を行なつたのでございまして、その結果は極めて良好でございまして、非常に多くの株主がございまして、そのものが極めて僅かな株主に收縮せられることになり、而も小株主は株主として保護せられ、金銭で以て処理をせられるといふことが大変少

くなりまして、この結果は極めて良好であつたと存しております。ただ非常に遺憾なことは、この期間がそういうような複雑な關係からいたしまして大層延びまして、結局この東京電力の五月の總會には本来の株主に株式が渡らないという事態が生じたわけでありまして、これはこの日発の清算事務を監督いたします公正取引委員会といたしまして極めて遺憾に存じます。点でございますと同時に、この清算の事務の促進には鋭意我々も當つたわけでありまして、その努力が足りません結果、こういう事態を招きましたことについては、非常に申し訳なく感じておる次第でございますが、そこでこの一(簡單にやつてくれよ)と呼ぶ者あり)九配電会社に対する關係におきましては、本来の株主が、日発に關しましては分配が終らないという状態で總會に臨んだわけでございます。

この總會におきまして日発にどの程度の議決権を行使せしむるかという点につきましては、先ほど松本委員長も言われましたようにいろいろ考へ方があるわけでございますが、私もいたしましては、先般参議院の通産委員会でも申上げた通り、これを普通の株主のような態度で無制限に行使せられては困る、特に集約の決定指令の精神に反するやうな行使の仕方については、これは十分に監督をする必要があるといふ、この線は、通産委員会ではつきり申上げた点でございます。この線はつと私といたしましては最後まで維持したつもりでございます。ただこの東京電力の問題につきまして、これは非常に長いことに亘りまして東電と日発との間に折衝があつたやうでございますが、当委員会といたしましては、正式に株主権行使の承認の申出がございましたのが二十三日でこ

ざいまして、それにつきましては、東電側の希望しておられる現役員をそのまま再選するということに對しましては、それに更に新しい役員を追加することを条件としてこれを承認を求めるといふことを承認申請書に書いて参りましたのでございまして、その新しい役員の内容といたしましては、実は我々にはわからなかつたわけでございます。私も似たしたしましては、それにそれに追いつかなくて、その新任の役員は如何なる人であるか、或いは員数はどういふものであるかということを重ねて日発のほうに申し送りました。これに對して返事がなく、ずつと過ぎておりました。その間、東電との間にいろいろ折衝があつたように聞いております。二十八日に至りましたその内容を明らかにして参りました。それによりますと、東電側の新木会長を除きまして役員十四名、それに新井、青木一男、後藤隆之助の三氏を新たに加えたのを役員候補者として議決権を行使したいと、こういう申入れがございました。この点につきましては日発側のその理由もよく聞きました。なお、その直後、東電の安蔵社長に来て頂きまして、それについての意見も聞き、なお公益事業委員会のほうにつきましても意見を求めたわけでございます。

東電安蔵社長は、この三人の新任の人については、その人物その他については何も申されません。その内容、人物等について、とかく申さない。ただ現在以上役員に人を殖やすことは絶対反対であるといふことははっきり申され、我々としては、成るだけ事態を円満に解決するために、安蔵社長に對して、日発側の折衝を強くお願いしたわけでございますが、その線を一歩も出でず、絶対にこの人の殖えることは困るというところの一点張りの話で、遂に東電側はそういうことで終りまして、公益事業委員会からは、よろしくという簡単な御返事でございまして、これも又、我々としては、むしろ公益事業委員会が間に入つて頂きまして、東電、日発あるいは公正取引委員会が、或る段階においてはいろいろ話合つて適当な線を出したいと考へたのでございまして、遂にその望みは全く断られたわけでございます。そこで当委員会といたしましては、最後に独自の見解によりましてこの問題を打開するという場面に至りました。五人の委員が慎重に検討いたしました結果、一応新たに申出られましたこの三人のかたを加えました十七名の者を候補者とし、そのうち、公益事業委員会からの強い要望の点もございまして、十五名について議決権を行使するといふことを承認したわけでございます。これは率直に私の気持ちを申し上げて頂きますならば、この十五名の選任につきましては、総会のぎりぎりの表決のときに至ります。恐らく東電側と日発側と誠意を以て良心的にお打合せを頂けるのではないかと考へようによりまして、極めてあいまいなる線を出したわけでございます。

が、その狙いは全くそこにあるのでございまして、現にその線に沿ひまして、総会の直前或いは総会中におきまして、何れか一方の折衝が續けられたらうでございまして、遺憾ながら諸般の事情からいたしましてそれが遂に妥結に至りなかつたことを私は極めて残念に存じておるのでございまして、この三人のかたをリストに加えますることについての公取の気持ちを率直に申し上げますならば、これは先ほどたびたび御質疑の中にもございまして、公取が政府の圧迫によつてやつたのではないかと、いろいろ、いろいろ、いろいろあるようにございまして、それは全く公取自身の見解によつたものでございまして、その理由といたしましては、一年を経過したときに役員再検討をするといふことが、この決定指令の一つの考へ方であつたと思ふべきでございます。ところが再検討すべき最良の状態にないといふことが非常に困つたことであつたわけでございます。従つてこの際はそれを延ばしまして、本當の株主が出て来たときにその総会においてやるといふことが一つの案として考へられるわけでございます。が、あいにいふことに、東電側、又これは商法の規定もそういうことになつておるわけでありまして、役員任期が満了した場合は、株主におきましては定時総会において役員を選任しなければならぬ。又現に東電は、現在の役員を一つも変えないで、そのまゝの状態において再選をするという案を現に出して来ておるわけでございます。から、延ばして先へどういふことは不可能なわけであるわけでありまして、而も若し延ばしまして後に株主で再検討をするという時期が来まして、これは最初に選任いたしますときは遅いまして、

例へば一度きまりましたものを改選することは、非常に特別議決を以て改選しなければならぬといふことにもなります。先ほど申しましたような線を、役員の数殖やすことは、国会方面或いは国民の輿論等の関係から妥協でないといふ線をしっかりと持つて参るということになります。と、先日、定時株主総会においては、新たな人を選任するといふことも非常に困難が伴うわけでございます。どうしてこの定時総会の際にはやはり或る程度の再検討を加えなければならぬのではないかと、これが我が非常な頭を悩まして考へたところでございまして、その結果が、先ほど申しましたように一応三人のかたを加へまして、而も人数は十五人に限つて、その範囲内で適當な人の選任があることを強く希望した次第でございます。が、あいにいふ、この結果になりましたことを非常に残念に思ふと同時に、こういうような案を作りました私も、どういふ点があるの、是非に検討が十分でなかつた点があるのではないかと思ひまして、只今一同深く考へておるところでございます。併し先ほどお話のように、(簡単にやれ)と呼ぶ者あり。これは全く私も独自の責任においてやつたこととございまして、政府とは何らの関係のないこととでございます。ここに、ここにはつきりと申上げておきます。(そこが、おかしいじやないか「辞表か」と呼ぶ者あり)

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

公益事業委員会からは、先ほど松本委員長からお話の通りに、当面の問題だけでなく基本的な問題につきまして、役員を殖やさないといふこと、及び現在の役員をいささかも変更することなくそのまま承認するようにして欲しいといふ申出が書面を以てあつたわけでございますけれども、東電問題は、相当複雑でもございまして、特に公益事業委員会についてこの申入れ

が、その狙いは全くそこにあるのでございまして、現にその線に沿ひまして、総会の直前或いは総会中におきまして、何れか一方の折衝が續けられたらうでございまして、遺憾ながら諸般の事情からいたしましてそれが遂に妥結に至りなかつたことを私は極めて残念に存じておるのでございまして、この三人のかたをリストに加えますることについての公取の気持ちを率直に申し上げますならば、これは先ほどたびたび御質疑の中にもございまして、公取が政府の圧迫によつてやつたのではないかと、いろいろ、いろいろ、いろいろあるようにございまして、それは全く公取自身の見解によつたものでございまして、その理由といたしましては、一年を経過したときに役員再検討をするといふことが、この決定指令の一つの考へ方であつたと思ふべきでございます。ところが再検討すべき最良の状態にないといふことが非常に困つたことであつたわけでございます。従つてこの際はそれを延ばしまして、本當の株主が出て来たときにその総会においてやるといふことが一つの案として考へられるわけでございます。が、あいにいふことに、東電側、又これは商法の規定もそういうことになつておるわけでありまして、役員任期が満了した場合は、株主におきましては定時総会において役員を選任しなければならぬ。又現に東電は、現在の役員を一つも変えないで、そのまゝの状態において再選をするという案を現に出して来ておるわけでございます。から、延ばして先へどういふことは不可能なわけであるわけでありまして、而も若し延ばしまして後に株主で再検討をするという時期が来まして、これは最初に選任いたしますときは遅いまして、

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

が、その狙いは全くそこにあるのでございまして、現にその線に沿ひまして、総会の直前或いは総会中におきまして、何れか一方の折衝が續けられたらうでございまして、遺憾ながら諸般の事情からいたしましてそれが遂に妥結に至りなかつたことを私は極めて残念に存じておるのでございまして、この三人のかたをリストに加えますることについての公取の気持ちを率直に申し上げますならば、これは先ほどたびたび御質疑の中にもございまして、公取が政府の圧迫によつてやつたのではないかと、いろいろ、いろいろ、いろいろあるようにございまして、それは全く公取自身の見解によつたものでございまして、その理由といたしましては、一年を経過したときに役員再検討をするといふことが、この決定指令の一つの考へ方であつたと思ふべきでございます。ところが再検討すべき最良の状態にないといふことが非常に困つたことであつたわけでございます。従つてこの際はそれを延ばしまして、本當の株主が出て来たときにその総会においてやるといふことが一つの案として考へられるわけでございます。が、あいにいふことに、東電側、又これは商法の規定もそういうことになつておるわけでありまして、役員任期が満了した場合は、株主におきましては定時総会において役員を選任しなければならぬ。又現に東電は、現在の役員を一つも変えないで、そのまゝの状態において再選をするという案を現に出して来ておるわけでございます。から、延ばして先へどういふことは不可能なわけであるわけでありまして、而も若し延ばしまして後に株主で再検討をするという時期が来まして、これは最初に選任いたしますときは遅いまして、

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

が、その狙いは全くそこにあるのでございまして、現にその線に沿ひまして、総会の直前或いは総会中におきまして、何れか一方の折衝が續けられたらうでございまして、遺憾ながら諸般の事情からいたしましてそれが遂に妥結に至りなかつたことを私は極めて残念に存じておるのでございまして、この三人のかたをリストに加えますることについての公取の気持ちを率直に申し上げますならば、これは先ほどたびたび御質疑の中にもございまして、公取が政府の圧迫によつてやつたのではないかと、いろいろ、いろいろ、いろいろあるようにございまして、それは全く公取自身の見解によつたものでございまして、その理由といたしましては、一年を経過したときに役員再検討をするといふことが、この決定指令の一つの考へ方であつたと思ふべきでございます。ところが再検討すべき最良の状態にないといふことが非常に困つたことであつたわけでございます。従つてこの際はそれを延ばしまして、本當の株主が出て来たときにその総会においてやるといふことが一つの案として考へられるわけでございます。が、あいにいふことに、東電側、又これは商法の規定もそういうことになつておるわけでありまして、役員任期が満了した場合は、株主におきましては定時総会において役員を選任しなければならぬ。又現に東電は、現在の役員を一つも変えないで、そのまゝの状態において再選をするという案を現に出して来ておるわけでございます。から、延ばして先へどういふことは不可能なわけであるわけでありまして、而も若し延ばしまして後に株主で再検討をするという時期が来まして、これは最初に選任いたしますときは遅いまして、

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

が、その狙いは全くそこにあるのでございまして、現にその線に沿ひまして、総会の直前或いは総会中におきまして、何れか一方の折衝が續けられたらうでございまして、遺憾ながら諸般の事情からいたしましてそれが遂に妥結に至りなかつたことを私は極めて残念に存じておるのでございまして、この三人のかたをリストに加えますることについての公取の気持ちを率直に申し上げますならば、これは先ほどたびたび御質疑の中にもございまして、公取が政府の圧迫によつてやつたのではないかと、いろいろ、いろいろ、いろいろあるようにございまして、それは全く公取自身の見解によつたものでございまして、その理由といたしましては、一年を経過したときに役員再検討をするといふことが、この決定指令の一つの考へ方であつたと思ふべきでございます。ところが再検討すべき最良の状態にないといふことが非常に困つたことであつたわけでございます。従つてこの際はそれを延ばしまして、本當の株主が出て来たときにその総会においてやるといふことが一つの案として考へられるわけでございます。が、あいにいふことに、東電側、又これは商法の規定もそういうことになつておるわけでありまして、役員任期が満了した場合は、株主におきましては定時総会において役員を選任しなければならぬ。又現に東電は、現在の役員を一つも変えないで、そのまゝの状態において再選をするという案を現に出して来ておるわけでございます。から、延ばして先へどういふことは不可能なわけであるわけでありまして、而も若し延ばしまして後に株主で再検討をするという時期が来まして、これは最初に選任いたしますときは遅いまして、

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

○山下義信君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡単にやれよしつかりやれと呼ぶ者あり〕

○菊川孝夫君 今のときにやかましく言わずに……議員の発言を制限する必要はない。

私は社会党第四控室を代表しまして、国際自由労働からの日本政府に対する書簡について、政府に質問いたしたいと存じます。

法案に攻撃の矢を向けております。そして丁度六月の四日からジュネーヴでILOの総会が開催されて、日本から政府及び労資の代表が参加するはずであり、たゞ／＼国際自由労連も、六月四日から地域基金委員会を開催してジュネーヴに委員が集まるから、日本政府の代表と会合をして、日本における懸案や破防法や労働三法改悪について話合いたいがどうかと呼びかけて来ているのであります。最後に、去年の六月の二十二日附労働次官からした回答や、昨年のILO総会で日本政府の代表が演説したこと、最近の政府の労働政策は、ちつとも一致していないのではないかと結んで、速かにこれに対して返事を求めることを要求しているのであります。

この書簡を一読いたしました感じが、すくなく、国際自由労連としても、最近の政府の反動立法に対して極めて深い関心を示しており、且つ日本政府の国際自由労連に対する態度について強く不満の意を表明していることとあります。

そこでお尋ねいたしたいのは、第一に、吉田総理はこの書簡を見られたかどうか、見られたとしたら如何にお感じになったか、又返信その他について関係当局に如何なる指示を與えられたかを承りたいと存じます。

つて日本の労働組合からも、アメリカのトルーマン大統領に書簡を送つて、日本の民主主義が逆行の危機にあることを訴え、また、国際労働機関の名を以て米政府の見解を明らかにされたことがあります。この米政府の態度と比較するときに、私は現政府の外交が、余りにも時代的な感覚に欠けている点を深く遺憾とするのであります。国際自由労連は、政府の言われる自由主義国家群にとつては無視することのできない大きな権威であります。その代表者から寄せられた書簡が、政府にとつて耳が痛いからといって黙殺するようでは、これは戦前戦中の独善外交と何ら変わるところがないと言われたいと思つておられます。岡崎外務大臣並びに吉武労働大臣から、将来政府は国際自由労連に対して如何なる態度をとつて行こうとするか、即ち、誤解を受けるような場合には、堂々と政府の所信を明らかにしてこれを解くことに努め、又抗議であるとか、忠告、要請等にいたしましたも、取入れるべきものは喜んでこれを開き、資料の寄贈等を求められた場合に、進んで提供する等、協調的な態度をとろうとするのか。それとも、国際自由労連の存在は、現在の政府や資本家にとつて少しも利益にならないから、一切無視して行こうとするのか。はつきりお答え願ひたいと存じます。

第三に、国際自由労連の地域基金委員会には、議長、書記長のほかに、アメリカのAFL、CIO、イギリスのTUCであるとか、ドイツの労働組合会議、フランスのF.O等の代表がそれぞれ出席することになつてゐる由であります。昨日出発するはずであつたところの政府のILOの代表に対して、これらの人々と会合することを指示したかどうか、指示したとすれば、如何なる方針で会合するように指示してあるかどうか、吉武労働大臣からこの点について御答弁願ひたいと存じます。特に私はこの際、附加してお聞きしたいのは、オーデン・ブロッグ氏の書簡にも、去年のILOの総会で日本の代表や労働次官が演説したこと、最近の政府の労働政策とは大きな食い違ひがあると言つておられます。従つてILOの総会の冒頭におきまして、日本政府の代表に向ひまして、各国の代表から痛烈な質問の矢が向けられることは必至だと思ひます。従つてその痛烈な質問の矢を避けたり、又国際自由労連から六月の四日、五日、六日、この三日間が一番都合がいいから、その日にしてもいいと言つて来ているのであります。これも回避しようとして、昨日出発する予定になつておつたところの寺本代表の出席をわざ／＼昨日出発させずに、これらの鋭鋒を逃れさせようとしておつた企圖が我々としては察知せられるのであります。果してそういう事実があるかどうか。この点についても労働大臣から明快に御答弁願ひたいと思ひます。

最後に、この書簡に關連いたしました、吉田総理大臣から労働問題の国際的な視野に立つての解決という点についてその所見を承りたいと存じます。明後日から、先ほど申し上げましたように、ジュネーヴでILOの第二十回総会が開催され、昨年の六月の総会で我が国が再加入を認められませんでしたので、この総会には丁度十年振りで正式な代表を送り得ることになつたのであります。ILOの根本原則は、何と申ししても「一部の貧困は全体の繁栄にとつて危険である」というフイラデルフィア宣言に明らかに示されておられます。労働問題の世界的解決にあると思うのであります。この点については、国際自由労連としても同様この原則を守つて行こうとしてゐるわけであり、而もそれを推進して行こうと積極的な意欲を持つてゐるわけであり、ところが、この問題は実際問題になりますと、いろいろ困難な事情がある。併しなから、困難だからと言つて、これと取組むことは私は卑怯であつたり怯懦であつてはならないと思ひます。国内的に見ましても、我が国には現にそのうち大部分が少くないのであります。ILOや国際自由労連から、去年の発言と食い違つてゐるとか、手紙を出したつて返事さえもよこさないといったやうに、たゞ／＼疑念を抱かれたり、或いはこの疑念を書簡の形で表明されるというやうなことがありますけれども、この点につきましては、勿論我が国の実情が海外に十分に明らかにされてないという点もありましようけれども、何と言つても政府の労働政策について、政府が確固たるバック・ボーンを持つておられないからであると言わなければなりません。我が国は敗戦の結果、もう国土は半滅してしまひ、海外の市場は喪失してしまつてゐる。資源も乏しくなり、ただあり余つてゐるのは何と言つても人間の労働力と技術のみであります。この労働力と技術を世界の理解の下に活用することが、何と言つても今政治の一番大事な問題であると言つても過言でありません。然るに海外から日本にチーフ・レーバー、ソシアル・ダンピングの虞れありとして、いつも猜疑の目を向けられてゐるようでは、その十分な世界的活動は望み得べくもないと思ひます。

こんな状態では、どれだけ池田大蔵大臣なんか東南アジアの開港に協力すると抽象論を振り廻してみても、先方から到底受入れられようはずがないのであります。政府は現に、日本経済の特殊な事情とか、政治情勢を殊更に強調いたしまして、労働立法の国際的原則を曲げようとしてゐるところに、これだけ猜疑を向けられる一番大きな原因があると思ひます。具体的な申しす、労働諸法の改悪、破産防止法案の提出、警察法の改正、選挙法の改正等、一連の反動立法は、やがてこれは労働運動の弾圧に発展する危険のあることは、如何に詭弁を弄しようとも明らかな事実であります。半面においては、追放解除者が大手を振つて、政界、財界に復帰して来る。解体されたはずであつた財閥は、実は地下に眠つておつたのであつて、時こそ来たれと復元のコースを辿りつつある。高級官僚の汚職事件は連日新聞記事で賑わつてゐる。旧軍人は再軍備の時流に乗つて暗躍を始めてゐる。軍需会社の株式は連日高騰を続けつつある現状に対して、海外から猜疑の目を向けられるのは、当然過ぎるほど当然と言わなければならぬと思ひます。オーデン・ブロッグ氏の書簡も、この点を衝いて

いることは明らかでありまして、このままのコースを辿るといいますと、やがては戦前のように日本人と日本の商品は世界の各地でポイコトをくらう虞れが多分にあると思うのであります。従つてこの際、大胆率直に、逆コースを辿りつつありますところの日本の政治、外交、経済を、正しい民主化のコースに切替えることが、当面の急務であると信ずるのであります。それがために、現に国内的にも又国際的にも、重大な関心の的となつておりますところの破防法案、労働関係法の改悪等の一連の反動立法を思い切つてこの際撤回をし、速かに衆議院の解散を行ふべきであると思つておりますが、総理の見解、この点についてはつきりした御答弁を承りたいと存じます。

以上を以て私の質問を終ります。

○國務大臣(吉武恵市君) 菊川君の御質問にお答えいたしますが、九月十七日附の閣議自由労働法の書簡は受取つております。又二月十六日附の書簡も受取つておるのであります。今度の書簡に、二月十六日の書簡に対して回答がなかつたといふことでございまして、當時は労働法につきましてもまだ労働法制審議会に諮問中でございまして、政府は具体的内容を持つていなかったものであります。従ひましていろいろの御意見はございましてたけれども、労働法制審議会の答申並びにそれに基いて政府の具体的な案がきまりませんから、今日まで延期したのであります。なお今回の書簡に對しまして

は、早速、過日電報を以ちまして、今回ILOの総会に政府代表が出席するから、その際、詳細なる回答を持参させるからといふことを申し上げまして、昨日出発の際に、これを持参されておる次第でございまして、御承知のごとく、国際自由労働法からいへば、御心配の趣きは私はわかりませんが、併し今回政府が企図いたしました労働法につきましても、しばしば申上げていくこと、第一点は国及び地方における現業職員に団体交渉権を復活するということとあります。そして第二に提案をいたしておりますのが緊急調整でございますが、これとても、国家公共の福祉に重大な障害を及ぼす場合に、これを生ずるといふ国民生活に非常な損失を生ずるといふとき、中央労働委員会で解決をお願いするといふ制度であります。このことは先進国にも他に例のあることでございまして、私はこれを以て、直ちに労働者の自由な権利を非常に制限するものとは考へておりません。なお又、今回の書簡にございまして、ような日の労働基準法というのに対して非常に低下させるようなことを心配されておりますが、今回の労働基準法の改正も、御承知のごとく労働基準審議会、即ち三者構成の審議会で一致した事項であり、而もその内容は国際労働規約において認められた範囲のものでございまして、これとても私は抗議を受ける筋のものではないと思つております。従ひまして、今回、日本政府の代表が向うに参りました際に十分話し合いますならば、この点につきまして御了解を得ることができると確信をしておる次第であります。(拍手)

○國務大臣(岡崎勝男君) 拍手は、早速、過日電報を以ちまして、今回ILOの総会に政府代表が出席するから、その際、詳細なる回答を持参させるからといふことを申し上げまして、昨日出発の際に、これを持参されておる次第でございまして、御承知のごとく、国際自由労働法からいへば、御心配の趣きは私はわかりませんが、併し今回政府が企図いたしました労働法につきましても、しばしば申上げていくこと、第一点は国及び地方における現業職員に団体交渉権を復活するということとあります。そして第二に提案をいたしておりますのが緊急調整でございますが、これとても、国家公共の福祉に重大な障害を及ぼす場合に、これを生ずるといふ国民生活に非常な損失を生ずるといふとき、中央労働委員会で解決をお願いするといふ制度であります。このことは先進国にも他に例のあることでございまして、私はこれを以て、直ちに労働者の自由な権利を非常に制限するものとは考へておりません。なお又、今回の書簡にございまして、ような日の労働基準法というのに対して非常に低下させるようなことを心配されておりますが、今回の労働基準法の改正も、御承知のごとく労働基準審議会、即ち三者構成の審議会で一一致した事項であり、而もその内容は国際労働規約において認められた範囲のものでございまして、これとても私は抗議を受ける筋のものではないと思つております。従ひまして、今回、日本政府の代表が向うに参りました際に十分話し合いますならば、この点につきまして御了解を得ることができると確信をしておる次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保されました。

○副議長(三本治朗君) 日程第一、道路法案、日程第二、道路法施行法案、日程第三、宅地建物取引業法案、(いづれも衆議院提出) 以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

道路法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月八日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 道路の種類並びに路線の指定及び認定(第四條―第十一條)

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者(第十二條―第二十八條)

第二節 道路の構造(第二十九條―第三十一條)

第三節 道路の占用(第三十二條―第四十一條)

第四節 道路の保全(第四十二條―第四十八條)

第四章 道路に關する費用、収入

九二二

及び公用負担(第四十九條―第七十條)

第五章 監督(第七十一條―第七十八條)

第六章 道路審議会(第七十九條―第八十四條)

第七章 雑則(第八十五條―第九十八條)

第八章 罰則(第九十九條―第一百六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に關して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄與し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で第四條各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附屬物で当該道路に附屬して設けられてゐるものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附屬物」とは、道路の構造の保全、安全且つ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理に必要な施設又は工作物で、左の各号の一に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街燈で第十八條第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路に接する道路修理工材料の常置場

五 道路に接する自動車駐車場で第十八條第一項に規定する道路管理者の設けるもの

六 前各号に掲げるものを除く外、政令で定めるもの

(私権の制限)

第三條 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

第二章 道路の種類並びに路線の指定及び認定

(道路の種類)

第四條 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 一級国道

二 二級国道

三 都道府県道

四 市町村道

(一級国道の意義及びその路線の指定)

第五條 前條第一号の一級国道とは、国土を縦断し、横断し、又は循環して全国的な幹線道路網の主要部分を構成し、且つ、都道府県庁所在地(北海道にあつては、支庁所在地。以下同じ)その他政治・経済・文化上特に重要な都市を連絡する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

2 前項の規定による政令において、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

(二級国道の意義及びその路線の指定)

第六條 第四條第二号の二級国道とは、一級国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一 都道府県庁所在地及び人口十万人以上の市(以下これを「重要都市」という。)を相互に連絡する道路

二 重要都市と一級国道とを連絡する道路

三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二條第二項に規定する特定重要港湾、同法附則第五項に規定する港湾又は建設大臣の指定する重要な飛行場若しくは国際観光上重要な地と一級国道とを連絡する道路

四 二以上の市を連絡して一級国道に達する道路

2 前條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(都道府県道の意義及びその路線の認定)

第七條 第四條第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一 市又は人口五千以上の町(以下これを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二條第二項に規定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第六條に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これを「主要港」という。)、日本国有鉄道、地方鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これを「主要停車場」という)又は主要な観光地とを連絡する道路

二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路

四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある一級国道、二級国道又は前各号の一に規定する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路

2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合において、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五條第二項に規定する市(以下「指定市」という。)の区域内に存する場合においては、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聞かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係都道府県知事は、建設大臣に認定を申請することができる。

6 建設大臣は、前項の規定による申請に基いて認定しようとする場合においては、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

7 建設大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の認定をした場合においては、関係都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、第四項の規定による当該都道府県の議会の議決を経ることを要しない。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八條 第四條第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百十條第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九條 都道府県知事又は市町村長は、第七條又は前條の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、建設省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十條 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合にお

いては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行われなければならない。

(路線が重複する場合の措置)

第十一條 一級国道の路線と二級国道 都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、一級国道に関する規定を適用する。

2 二級国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、二級国道に関する規定を適用する。

3 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

4 他の道路の路線と重複するよう路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路

の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

第十二條 一級国道の新設又は改築

は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合、都道府県の区域の境界に係る場合、工事の規模が著しく大である場合等であつて、建設大臣が当該一級国道の路線の存する都道府県の知事がその工事を施行することが困難又は不適当と認める場合においては建設大臣が自ら行い、その他の場合においては都道府県知事がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

(二級国道の新設又は改築)

第十三條 二級国道の新設又は改築は、都道府県知事がそれぞれその路線が当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら二級国道の新設又は改築を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知

事が行おうとする二級国道の新設又は改築に関する工事が都道府県の区域の境界に係る場合においては、関係都道府県知事は、あらかじめ新設又は改築に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

4 第七條第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前項において準用する第七條第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(二級国道又は二級国道の維持、修繕その他の管理)

第十四條 前二條に規定するものを除く外、一級国道又は二級国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二條第二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という)その他の管理は、都道府県知事がそれぞれその路線が当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 前條第二項の規定は、一級国道又は二級国道の災害復旧に関する工事について準用する。この場合においては、同項中「二級国道の新設又は改築」とあるのは、「一級国道又は二級国道の災害復旧に関する工事」と読み替へるものとす

3 前條第三項の規定は、都道府県

知事が行おうとする一級国道又は二級国道の修繕又は災害復旧に関する工事について準用する。この場合においては、同項中「新設又は改築に関する工事」とあるのは、「修繕又は災害復旧に関する工事」と読み替へるものとす。

4 第七條第五項及び第六項前段の規定は、前項において準用する前條第三項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前項において準用する第七條第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三項において準用する前條第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(都道府県道の管理)

第十五條 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第十六條 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八條第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七條第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が

成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同條第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替へるものとす。

4 前項において準用する第七條第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む)においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(管理の特例)

第十七條 指定市の区域内に存する一級国道及び二級国道の管理(建設大臣が行う一級国道又は二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く)は、第十二條、第十三條第一項及び第十四條第一項の規定にかかわらず、当該指定市の長が行い、指定市の区域内に存する都道府県の管理は、第十五條の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市の長は、第十三條第一項及び第十四條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事と協議して、当該市の区域内に存す

る二級国道の管理（建設大臣が行

る二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く。）を行い、当該市は、第十五條の規定にかかわらず、都道府県と協議して、当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な技術的調整は、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八條 第十二條から前條までの規定によつて道路を管理する者（二級国道又は二級国道にあつては、都道府県知事。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、建設省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示し、且つ、これを表示した図面を都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。但し、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

（境界地の道路の管理）

第十九條 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者は、第十四條から第十七條までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県知事若しくは都道府県であるときは建設大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七條第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七條第六項中「建設大臣」とあるのは、「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは、「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替へるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七條第六項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（兼用工作物の管理）

第二十條 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道の橋、踏切道（道路と日本国有鉄道の鉄道若しくは地方鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十四條から第十七條までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。但し、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路について建設大臣又は建設大臣に委任する官公署の長は、道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県知事若しくは都道府県であるときは建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌す

る地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。

以下本條並びに第五十五條第四項及び第五項において同じ。）に裁定を申請することができる。

3 第七條第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七條第六項中「建設大臣」とあるのは、「建設大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは、「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「当該道路の道路管理者は、」と、「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは、「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替へるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七條第六項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議

の内容を公示しなければならない。

（他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）

第二十一條 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前條及び第三十一條の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四條第二項に規定する河川の附属物（以下「河川の附属物」という。）であるときは、当該工作物に関する工事の施行又は維持については、同法第十條第一項の規定を適用するものとし、同條第二項の規定は、適用しない。

（工事原因者に対する工事施行命令）

第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷した行為若しくは道路の補強、拡張その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）に因り必要を生じた道路に関する工事を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法が適用され、又は準用さ

れる河川に関する工事(以下「河川に関する工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十一條第二項の規定は、適用しない。

(附帯工事の施行)

第二十三條 道路管理者は、道路に関する工事に関り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一條第一項及び砂防法(明治三十年法律第二十九号)第八條の規定は、適用しない。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第十四條第三項において準用する場合を含む。)又は第十九條から第二十二條までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について建設大臣の許

可を受けて、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範囲内において、條例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならぬ。

一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。

二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。

三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。

3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計図その他必要な図面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る橋又は渡船施設の新設

又は改築が第二項各号に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を與えることができる。

5 道路管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

(許可を受けた道路管理者の義務)

第二十六條 前條第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては建設大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が第三十條第一項又は第二項の規定に基き政令で定める技術的基準に適合しないと認める場合においては、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを許可を受けた道路管理者に命ずることができる。

3 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七條 建設大臣は、第十二條の規定により一級国道の新設若しくは改築を行う場合、第十三條第二項の規定により二級国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十四條第二項において準用する第十三條第二項の規定により一級国道若しくは二級国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

2 第十九條の規定による協議に基き一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十條の規定による協議に基き他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

(道路台帳)

第二十八條 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本條において「道路台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、建設省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができる。

第二節 道路の構造

(道路の構造の原則)

第二十九條 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気

象その他の状況を考慮し、通常の衝擊に對して安全なものであり、且つ、円滑な交通を確保することができるようでなければならない。

(道路の構造の基準)

第三十條 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

一 幅員

二 建築限界

三 線形

四 視距

五 こう配

六 路面

七 排水施設

八 交差又は接続

九 待避所

十 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項

2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。

3 前項に規定する工作物の新設又は改築に當つては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならない。

4 道路の附属物の構造について必要な技術的基準は、政令で定めることができる。

(道路と鉄道との交差)

第三十一條 道路と日本国有鉄道の鉄道又は地方鉄道とが相互に交さる場合において、当該道路が一

昭和二十七年六月二日 参議院會議録第四十六号 道路法案外二件

級国道又は二級国道であり、且つ、建設大臣が自らその新設又は改築を行うときは建設大臣が、その他のときは当該道路の道路管理者が日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者と当該交さる方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議しなければならぬ。但し、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少なく、場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除く外、当該交さる方式は、立体交さとしなければならぬ。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該道路の道路管理者、日本国有鉄道又は地方鉄道業者は、建設大臣及び運輸大臣に裁定を申請することができ、そのとき、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、運輸大臣とあらためて協議するものとする。

3 第七條第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七條第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び運輸大臣」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては、左の各号に掲げる事項を記載

は当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合又は同項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者との協議が成立したものとみなす。

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二條 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載

した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ)の目的

- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる輕易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(道路の占用の許可基準)
第三十三條 道路管理者は、道路の占用が前條第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地以外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同條第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同條第一項又は第三項の許可を與えることができる。

(工事の調整のための條件)
第三十四條 道路管理者は、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を與えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又

は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要であると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な條件を附することができ、この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(国等の行う道路の占用の特例)

第三十五條 郵便、電気通信その他国の行う事業又は日本国有鉄道若しくは日本専売公社の行う事業のための道路の占用については、第三十二條第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が道路管理者と協議すれば足りる。この場合において、同條第二項各号に掲げる事項及び第三十九條に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)
第三十六條 水道條例(明治二十三年法律第九号)、下水道法(明治三十三年法律第三十二号)、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の規定に基づき、水管、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガス管、電柱又は電線を道路に設けようとする者は、第三十二條第一項又は第三項の規

定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出して置かなければならない。但し、災害に因る復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める輕易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基く工事(前項但書の規定による工事を含む)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三條の規定に基く政令で定める基準に適合するときは、第三十二條第一項又は第三項の規定による許可を與えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)
第三十七條 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要であると認める場合において、第三十三條、第三十五條及び前條第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができ、

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占

用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八條 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に關係のあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行うおとるときは、当該道路管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九條 道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、以下本條中同じ)は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。但し、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條第一項に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の條例で定める。但し、第三十五條に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(原状回復)

第四十條 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占用をしていりる工作物、物件又は施設(以下これを「占用物件」という)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一條 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

第四節 道路の保全

(道路の維持又は修繕)

第四十二條 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

(道路に関する禁止行為)

第四十三條 何人も道路に關し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたれ積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四條 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接統する区域を、條例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(道路標識の設置)

第四十五條 道路管理者は、道路の構造の保全又は交通の円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けなければならない。

2 前項の道路標識の種類、様式及び設置場所その他道路標識に關し必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

(通行の禁止又は制限)

第四十六條 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定め、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠損その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路管理者は、橋については、構造計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえる重量の車両(無軌條電車以外の軌道車を除く。以下同じ)の通行を禁止することができる。

(車両の通行に関する措置)

第四十七條 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、

道路との關係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

2 道路管理者は、道路において前項に規定する政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

3 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行せしめようとする者に対して、当該車両が第一項に規定する政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識等)

第四十八條 道路管理者は、第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の對象、区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けなければならない。この場合においては、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、前條第一項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる

場所には、道路標識を設けなければならない。

3 道路管理者は、第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に禁止又は制限の対策、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ警察署長に通知するいとまがなかつたときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担
(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九條 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除く外、当該道路の道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体をいう。以下第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條及び第六十八條を除き、本章中同じ。)の負担とする。

(一級国道の管理に関する費用)
第五十條 一級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては、当該三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては、当該三分の一を、都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとす。

るものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。但し、建設大臣が一級国道の新設又は改築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準をこえるものに係るときは、国の負担率を四分の三とすることができる。

2 前項の場合において、一級国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担せよとする場合においては、建設大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(二級国道の管理に関する費用)
第五十一條 二級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては、当該三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては、当該三分の一を、都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとす。維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村の分担金)

第五十二條 前三條の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に對し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付又は支出)
第五十三條 建設大臣が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十條第一項若しくは第二項又は第五十一條の規定に基き負担金を国庫に納付しなければならない。

2 都道府県知事が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十條第一項又は第五十一條第一項の規定に基き負担金を、第五十條第二項(第五十一條第二項)において準用する場合を含む。)の規定により分担を命ぜられた他の都道府県はこれらの規定による分担金を、政府で定めるところにより、当該都道府県に對して支出しなければならない。

3 前條第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四條 第四十九條から第五十條までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第十九條第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七條第六項の規定は、前項において準用する第十九條第二項の規定による建設大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七條第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事」と、「当該都道府県知事」とあるのは「当該都道府県知事」と読み替へるものとする。

4 第二項において準用する第十九條第二項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)
第五十五條 第四十九條から第五十條までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と兼用を兼ねるものに関するものについては、建設大臣又は該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川の附属物であるときは、河川法第三十條の規定を適用する。

3 第二十條第二項の規定は、建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合を除き、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することとができる。

4 第七條第六項の規定は、前項前段において準用する第二十條第二項の規定による建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七條第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」と

あるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替へるものとする。

5 第三項において準用する第二十条第二項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合又は第三項後段の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

第五十六條 国は、建設大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七條の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査又は一級国道若しくは二級国道の

修繕に要する費用についてはその三分の一以内を道路管理者に對して、補助することができる。

(道路管理者以外の者の行い工事等に要する費用)

第五十七條 第二十四條の規定により道路管理者以外の者の行い道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同條の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行つた者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第五十八條 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第三十二條第二項の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九條 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二條第一項及び第三項の規定による許可に附した條件に特別の定がある場合並びに第三十五條の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基

いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二條第一項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十條 第二十一條第一項の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事に因り費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に對し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(受益者負担金)

第六十一條 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の條例で定める。

3 地方自治法第二百七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による條例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二條 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九條の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八條第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十三條 前五條の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

第六十四條 第二十五條の規定に基く料金、第三十九條の規定に基く占用料並びに第五十八條から第六十一條まで及び第六十二條後段の規定に基く負担金は、道路管理者

の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第六十五條 この法律、この法律に基く命令若しくは條例又はこれらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六條 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入らうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

- 5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。
- 7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。
- (立入又は一時使用の受忍)
- 第六十七條 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前條第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- (非常災害時における土地の一時使用等)
- 第六十八條 道路管理者は、道路に關する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、收用し、若しくは処分することができる。
- 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎ、に従事させることができる。
- (損失の補償)
- 第六十九條 道路管理者は、第六十

- 六條又は前條の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支拂わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支拂を受けた日から一月以内に収用委員会に土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條の規定による裁決を申請することができる。
- (道路の新設又は改築に伴う損失の補償)
- 第七十條 土地收用法第九十三條第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新設し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者(以下「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、

- 道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。
- 2 前項の規定による損失の補償は、道路に關する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。
- 3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。
- 4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法第九十四條の規定による裁決を申請することができる。
- 第五章 監督
- (道路管理者等の監督処分)
- 第七十一條 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて與たす許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその條件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をする若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した條件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者

- 令の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に關する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 道路管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置をすることを命じようとする場合においては、あらかじめ当該処分又は措置に係る者について聽聞を行わなければならない。但し、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 道路管理者は、その吏員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條の規定又はこれらの規定に基く処分違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分違反している者を含む)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する

- 工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすることを命ずる権限を行わせることができる。
- 5 道路監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 6 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。
- (監督処分に伴う損失の補償等)
- 第七十二條 道路管理者は、第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前條第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。
- 2 第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前條第二項第三号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。
- (負担金等の強制徴収)
- 第七十三條 この法律、この法律に基く命令若しくは條例又はこれらによつてした処分により負担を命

ぜられた負担金、占用料又は料金（以下これを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、以下本條中同じ。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、條例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができ、但し、手数料は二十円を、延滞金は百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができ、この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一條第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

（建設大臣の認可）

第七十四條 都道府県知事又は都道府県知事である道路管理者は、それぞれ左の各号の一に該当する場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。但し、建設省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

一 都道府県道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合（第七條第五項から第七項までの規定により路線の認定について建設大臣が認定をした場合及び第七條第三項の規定により第七條第五項から第七項までに規定する手続に準じて路線の変更又は廃止について建設大臣が認定をした場合を除く。）

二 一級国道又は二級国道を新設し、又は改築しようとする場合（法令違反等に関する監督）

第七十五條 左の各号の一に該当する場合においては、建設大臣は一級国道、二級国道、都道府県道及び指定市の市道に關し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に關し、それぞれ当該道路管理者に對して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすることを命ずることができる。

一 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基く命令若しくは地方自治法第十四條第三項の規定による條例又はこれらに基いて建設大臣若しくは

は都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると思われる場合

2 前項の規定による建設大臣又は都道府県知事の処分に因り道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことに因り、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の提出）

第七十六條 道路管理者は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を都道府県知事又は都道府県に、市町村である場合に於ては都道府県知事に報告しなければならない。

一 道路整備計画

二 道路に關する工事の施行実績

三 第三十一條第一項の規定による協議の内容

四 第三十九條第二項又は第六十一條第二項の規定により定められた事例

五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二百二十四條の規定により提出した意見

（道路に關する調査）
第七十七條 建設大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員又は当該

道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員に行わせることができる。

2 前項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると思われる場合においては、当該調査を行おうとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行おうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前各項に規定するものを除く外、第二項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に關して必要な事項は、建設省令で定める。

（道路の行政又は技術に對する勸告等）

第七十八條 建設大臣は都道府県又は市町村に對し、都道府県知事は市町村に對し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に關して必要な勸告、助言又は援助をすることができる。

第六章 道路審議會

（道路審議會の設置及び所掌事務）
第七十九條 建設大臣の諮問に應じ、道路整備計画、一級国道若しくは二級国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に關する

制度を調査し、又は審議させるため、建設省の附屬機關として道路審議會を置く。

2 道路審議會は、前項に規定する事項について、関係行政機關に建議することができる。

（道路審議會の組織）
第八十條 道路審議會は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、道路に關し學識経験を有する者並びに関係行政機關及び地方公共団体の職員のうちから建設大臣が任命する。但し、関係行政機關及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員の数は、委員の總数の二分の一以下でなければならない。

（委員の任期）
第八十一條 関係行政機關及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は、二年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）
第八十二條 道路審議會に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2 会長は、会務を總理し、道路審議會を代表する。

（道路審議會の職務）
第八十三條 道路審議會の職務は、建設省道路局において行ふ。

（政令への委任）
第八十四條 この章に規定するものを除く外、道路審議會の議事及び

運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(道路の附屬物の新設又は改築)

第八十五條 一級国道又は二級国道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、建設大臣が自ら行う一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該一級国道又は二級国道の道路管理者が行う。

2 都道府県道又は市町村道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附屬物の新設又は改築に要する費用は、道路の附屬物の新設又は改築が一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴うものである場合には、当該一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合には、道路管理者(都道府県知事が道路管理者である場合においては、その統轄する都道府県)が負担する。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六條 第三十五條に規定する事業に対する第五十八條から第六十二條まで及び第六十二條後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に關する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

2 道路管理者は、第三十五條に規定する事業について第五十八條の規定により負担金を徴収しようと

する場合又は第六十一條第二項の規定による條例を制定し、若しくは改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範囲内においてしななければならない。

(許可等の條件)

第八十七條 建設大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四條の規定による場合の外、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な條件を附することができ、

2 前項の規定による條件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に本當な義務を課することとならないものでなければならない。

(道等の特別)

第八十八條 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に關する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の補助を行うことができる。地勢、氣象等の自然的條件がきつて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定により国が道路に關する費用の全額を負担する場合において、国の利害に特に關係があるとき、政令で定めるところにより、道路管理者の権限を行うことができる。

(都の特別)

第八十九條 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七條第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。

この場合においては、第七十四條の規定による建設大臣の認可を受けることを要しない。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

(道路の敷地等の附屬)

第九十條 一級国道又は二級国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(以下これを「敷地等」という)は、国に、都道府県道又は市町村道の道新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に附屬する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲渡することができる。

(道路予定地)

第九十一條 第十八條第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(建設大臣が自ら道路の新設又は改築を行う

場合における建設大臣を含む。以下本條中同じ。)が当該区域内にある土地について権限を取得する前においては、道路管理者の許可を受けなければならない。当該土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においては、道路管理者が当該区域内にある土地について権限を取得した後においては、当該土地又は当該土地に設置された道路の附屬物となるべきもの(以下「道路予定地」という)については、第三條、第三章第三節、第四十三條、第四十四條、第七十一條から第七十三條まで、第七十五條、第八十七條及び次條から第九十五條までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限に因り損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(不用物件の管理又は交換)

第九十二條 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件(以下「不用物件」という)は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2 第三條の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

3 第一項の不用物件は、土地收用法第六條の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更により、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、質権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第九十三條 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前條第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

(不用物件の返還又は譲渡)

第九十四條 第九十二條第四項及び前條の規定に該する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に屬する場合においては、当該不用物件の管理者は、第九十二條第一項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において当該不物件が国有財産であるときは、建設大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八條の規定にかかわらず、当該不物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲與することが出来る。
- 3 第一項の場合において、不物件の管理者が過失がなく当該不物件の所有者を確定することができないときは、当該不物件を供託することが出来る。
- 4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十一條及び第八十二條の規定は、前項の規定による供託について準用する。
- 5 第二項の規定により、譲與を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲與の割合を決定するものとする。
- 6 第二項の場合において、土地收用法第六條又は民法第五百七十九條の規定による買受又は買戻の相手方は、譲與を受けた地方公共団体とする。
- (不物件に関する費用等)
- 第九十五條 第九十二條第一項の期間内における不物件の管理若しくは同條第四項の規定による不物件の交換又は前條の規定による不物件の返還に要する費用は不物件の管理者の負担とし、不物件の管理に伴う収益は不物件の管理者の収入とする。

- (異議の申立、訴訟又は訴訟)
- 第九十六條 道路管理者がした左の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、当該処分をした道路管理者(都道府県道又は市町村道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長をいう。以下第四項及び第五項において同じ)に異議の申立をすることが出来る。
- 一 第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による道路管理者の命令
 - 二 第二十三條第一項又は第三十八條第一項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定により道路管理者が自ら工事を施行すること
 - 三 道路管理者が第二十四條本文の規定による承認を與えないこと
 - 四 道路管理者が第三十二條第一項若しくは第三項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定による許可を與えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に關する処分をしないこと
 - 五 第三十九條第一項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定
 - 六 第四十條第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に基き道路管理者のした指示
 - 七 第四十四條第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に基き道路管理者のした命令
 - 八 第四十六條又は第四十七條の

- 規定に基き道路管理者のした通行の禁止又は制限その他の処分
- 九 第五十八條から第六十一條まで及び第六十二條後段の規定により道路管理者が課した負担金の額の決定
- 十 第七十一條第一項又は第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に基き道路管理者のした処分
 - 十一 第七十二條第三項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定により道路管理者が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定
 - 十二 第七十三條(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に基き道路管理者がした処分
 - 十三 第八十七條第一項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定により許可又は承認に條件を附したこと
 - 十四 第九十一條第一項の規定による許可を與えないこと又は許可の申請書を受理した日から三十日を経過しても許可に關する処分をしないこと
 - 2 第二十七條の規定により建設大臣又は一の地方公共団体の区域をこえて道路を管理する道路管理者若しくは道路と相互に効用を兼ねる他の工作物の管理者が道路管理者に代つて道路管理者の権限を行う場合においてした前項各号に掲げる処分に対して不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、それぞれ当該処分をした建設大臣又は道路管理者に代つて権限を行う当該道路管理者(都道府県道又は市町村道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長

- をいう)若しくは他の工作物の管理者に異議の申立をすることが出来る。
- 3 第七十一條第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)の規定に基き道路監視員がした処分に対して不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、当該道路監視員を命じた道路管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることが出来る。
 - 4 前三項の規定による異議の申立があつた場合においては、建設大臣又は道路管理者若しくは他の工作物の管理者は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。
 - 5 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から十日以内に、建設大臣又は都道府県知事若しくは都道府県である道路管理者のした決定に対しては建設大臣に、他の工作物の管理者である主務大臣又は地方支分部局の長のした決定に対しては建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他の道路管理者又は他の工作物の管理者のした決定に対しては都道府県知事に訴願することが出来る。
 - 6 前項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五條第一項の規定にかかわらず、裁決のあつた日から三月以内に限り、訴を提起することが出来る。
 - 7 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二條の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。

- (道路管理者の権限の行使)
- 第九十七條 第十八條、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十六條第三項、第二十八條、第三十二條から第三十八條まで(第九十一條第二項において準用する場合を含む)、第四十條第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)、第四十四條第一項、第二項及び第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)、第四十五條第一項、第四十六條、第四十八條、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條第四項まで(第九十一條第二項において準用する場合を含む)、第八十七條第一項(第九十一條第二項において準用する場合を含む)、第九十一條第一項並びに第九十三條(第九十一條第二項において準用する場合を含む)に規定する道路管理者(道路管理者が都道府県知事である場合を除く)の権限は、道路管理者である地方公共団体の長が行ふ。
- (不適用規定)
- 第九十八條 第三條の規定は、他の工作物について道路の路線が指定され、又は認定された場合においては、当該他の工作物については、適用しない。
- 第八章 罰則
- 第九十九條 みだりに道路を損壞し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壞して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。第百條 左の各号の一に該当する者

は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項又は第九十一條第二項において準用する第三十二條第一項の規定に違反して道路又は道路予定地を占用した者

二 第三十七條第一項又は第九十一條第二項において準用する第三十七條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定地を占用した者

三 第四十三條(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 正当の事由がなく第六十八條第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、收用若しくは処分を拒み、又は妨げた者

第百一條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第三項又は第九十一條第二項において準用する第三十二條第三項の規定に違反して道路又は道路予定地を占用した者

二 第四十六條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者

三 第四十六條第二項の規定による禁止に違反して橋を通行した者

四 第六十七條の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

五 第九十一條第一項の規定に違反した者

第百二條 第七十一條第一項又は第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定によ

る道路管理者の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

同條第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による道路監視員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百三條 第四十七條第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第四十七條第三項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百四條 第四十四條第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百六條 第二十七條の規定により道路管理者に代つてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない期間内において政令で定める。但し、第五條から第十條まで、第七十四條第一号及び第六章の規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

道路法施行法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月八日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 武敏

道路法施行法

(旧法の廃止)

第一條 道路法(大正八年法律第五十八号。以下旧法という)は、廃止する。

(経過規定)

第二條 道路法(昭和二十七年法律第...号。以下新法という)施行の際、現に存する旧法の規定による国道で、新法施行の日までに新法第五條から第八條までの規定により一級国道、二級国道、都道府県道又は市町村道のいずれかの路線の指定又は認定をされな

いものは、新法施行の日に道路の供用の廃止があつたものとみなし、新法第九十二條から第九十五條までの規定を適用する。但し、当該国道の路線が旧法の規定による府県道(北海道にあつては、地方費道又は準地方費道。以下同じ)、市道又は町村道の路線と重複している場合で、当該府県道、市道又は町村道の路線について次條の規定の適用がある場合においては、この限りでない。

第三條 新法施行の際、現に存する旧法の規定による府県道又は市道若しくは町村道で、新法施行の日までに新法第五條から第八條までの規定により一級国道、二級国道、都道府県道又は市町村道のい

ずれかの路線の指定又は認定をされな

ないものは、それぞれ新法第七條又は第八條の規定により路線を認定された都道府県道又は市町村道とみなす。この場合において、都の特別区の存する区域内に存する市道は、新法第八十九條第一項の規定による都道の路線の認定を受けたものとみなす。

第四條 新法施行の日の属する会計年度において施行する道路の新設又は改築に要する費用に關する国及び地方公共団体の負担又は国の補助については、新法第五十條、第五十一條及び第五十六條の規定にかかわらず、旧法第三十三條及び第三十五條の規定の例による。

第五條 新法施行の際、現に旧法の規定による府県道、市道又は町村道の用に供されてゐる国有に屬する土地で、新法の規定により都道府県道又は市町村道(第三條の規定により路線を認定されたものとみなされるものを含む。)の用に供されるものは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條の規定にかかわらず、新法施行の際、当該都道府県道又は市町村道の存する都道府県(新法第七條第三項に規定する指定市の区域内の都道府県道については、指定市。以下本條中同じ)又は市町村(新法第八條第三項の規定により路線を認定された市町村道については、これらの管理者である市町村)にそれぞれ無償で貸し付けられたものとみなす。

2 前項の場合において、国有財産の貸付を受けるべき地方公共団体が二以上あるときは、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知

事が貸付を受けるべき地方公共団体を定めるものとする。

第六條 新法施行の際、現に旧法第二十六條第一項の規定により管理者の許可又は承認を得てゐる者は、新法施行後もその許可又は承認により認められた期間内は、なお従前の例により橋又は渡線を徴収することが出来る。この場合においては、同條第二項の規定は、新法施行後も、なお効力を有する。

第七條 新法施行の際、現に存する旧法第六十二條第一項に規定する不用に附した道路及びその附屬物を構成してゐた物件並びに材料、器具機械等の管理及び処分については、新法第九十二條から第九十五條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八條 新法施行の際、現に旧法の規定による管理者の所有する権利義務は、前四條に規定する場合を除く外、それぞれ新法の規定による当該道路の道路管理者に移転する。

第九條 前七條に規定する場合を除く外、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相當する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。但し、旧法の規定による許可に附した條件で新法第八十七條第二項の規定に違反するものは、違反する限度において、効力を失ふものとする。

第十條 新法施行の際、現に存する道路の構造又は新法第三十一條の規定による交差についてこれらの規定に適合しない部分がある場合においては、これを改築する場合

昭和二十七年六月二日 参議院會議録第四十六号 道路法案外二件

合を除き、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

2 新法施行の際、現に道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四條第一項の規定による免許を受けて路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用している者の車両で新法第四十七條第一項に規定する政令で定める基準に適合しないものについては、当該事業につき道路運送法第十八條第一項(自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事業計画の変更に限る。)の規定による認可を受けて車両を通行させようとする場合を除き、新法第四十七條の規定は、適用しない。

(罰則の適用)
第十一條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、新法施行後も、なお従前の例による。

(道路交通取締法の一部改正)
第十二條 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項の次に次の一項を加える。

公安委員会は、道路法による道路について、継続して前項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合であらうかじめ道路管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後においてすみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

第二十六條第三項の次に次の三項を加える。

警察署長は、道路法による道路について第一項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二條第一項又は第三項の規定の適用を受けるべきものであるときは、あらかじめ当該道路の道路管理者に協議しなければならない。

道路管理者は、道路法第三十二條第一項又は第三項の許可を與えようとする場合において、当該許可を受けようとする者が第一項各号の一に掲げる者に該当するときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

前二項の規定による協議の手続に關して必要な事項は、総理府令、建設省令で定める。

第二十八條第六号中「第四項」を「第七項」に改める。

第二十九條第四号中「第六條」を「第六條第一項若しくは第三項」に改める。

第三十一條中「又は同條第三項若しくは第四項を」又は同條第三項若しくは第七項」に改める。

(建設官設置法の一部改正)
第十三條 建設官設置法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中

官庁官署 審議 會	建設大臣の諮問に 應じて官庁官署に 關する重要事項を 調査審議し、当該事 項について関係国 家機關に勧告し、 その他官庁官署 に基く権限を 行うこと。
-----------------	---

建設大臣の諮問に應じて官庁官署に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機關に勧告し、その他官庁官署に基く権限を行うこと。

建設大臣の諮問に應じて道路整備計画、一級国道若しくは二級国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に關する制度を調査し、審議し、又はこれらの事項について関係行政機關に建議すること。

改める。

(道路の修繕に關する法律の一部改正)
第十四條 道路の修繕に關する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「道路法(大正八年法律第五十八号)に規定する道路」を「道路法(昭和二十七年法律第二十号)に規定する道路(一級国道及び二級国道を除く。)」に改める。

第二條第一項中「第二十條第一項」を「第十四條第一項」に、「国道」を「一級国道又は二級国道」に改め、同條第二項中「政令の定めるところにより、」の下に「道路管理者に代つて」を加え、同項後段として次のように加える。

この場合において、道路法第九十六條第二項及び第六條の規定の適用については、これらの規定

中「第二十七條」とあるのは、「道路の修繕に關する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二條第三項前段」と読み替へるものとす。

(建築基準法の一部改正)
第十五條 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第一号を次のように改める。

一 道路法(昭和二十七年法律第二十号)による道路

(公益事業令の一部改正)
第十六條 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五條第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第二十号)の規定による道路並びに同法第十八條第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては適用しない。

第七十五條第五項第二号を次のように改める。

二 公益事業者が電線路又は導管を施設するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占有しようとする場合において、道路法第九十七條第五項の規定による訴願の裁決で同條第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしようとするとき。

(道路運送法の一部改正)
第十七條 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「道路法(大正八年法律第五十八号)」を「道路法(昭和二十七年法律第二十号)」に改める。

和二十七年法律第二十号)に改める。

和二十七年法律第二十号)に改める。

(道路運送車両法の一部改正)
第十八條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第六項中「道路法(大正八年法律第五十八号)」を「道路法(昭和二十七年法律第二十号)」に改める。

(土地收用法の一部改正)
第十九條 土地收用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「道路法(大正八年法律第五十八号)」を「道路法(昭和二十七年法律第二十号)」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)
第二十條 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「道路法(大正八年法律第五十八号)」を「道路法(昭和二十七年法律第二十号)」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)
第二十一條 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第二十号)による道路をいう。

第二條第二項中「管理者」とは、道路管理者(以下「管理者」という。)に改める。

第三條第一項中「道路法第二十條第二項の規定にかかわらず、」を「道路法第十二條及び第十三條第二項の規定にかかわらず、」に改める。

第四條第二項中「その統轄する地方公共団体の議会に諮問しな

ればならない。」を、その議会の議決を経なければならぬ。」に改める。

第六條 第一項中「都道府県知事及び市長である場合に限る。」を「都道府県及び市である場合に限る。」に改め、同條第三項、第五項及び第六項中「その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上」を「その議会の議決を経た上」に改め、同條第八項中「道路の管理者である都道府県知事又は市長の定める方法」を「道路の管理者である都道府県又は市の長の定める方法」に改める。

第七條及び第十一條中「管理者の統轄する地方公共団体」を「管理者である地方公共団体」に改める。

第十三條中「第三十三條第三項及び第三十五條第一項を除く。」を「第五十條及び第五十一條を除く。」に改める。

附則 この法律は、新法施行の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤 武敏

宅地建物取引業法

目次

第一章 総則(第一條―第二條)	第二章 登録(第三條―第十二條)
第三章 業務(第十三條―第二十二條)	第四章 雑則(第二十三條―第二十八條)
第五章 罰則(第二十九條―第三十八條)	附則
第一章 総則	

(目的) 第一條 この法律は、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に對し必要な取締を行ひ、もつてその業務の適正な運営を図ることを目的とし、宅地及び建物の利用を促進することを目的とする。

第二條 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいう。
- 二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物(建物の一部を含む。以下同じ)の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。
- 三 依頼者 宅地建物取引業を営む者に對し、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介を依頼する者をいう。

第二章 登録 第三條 宅地建物取引業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

第四條 前條第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下登録申請者という)は、建設省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 個人である場合においては、その者の氏名

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ)の氏名

四 事務所の所在地

2 前項の登録申請書には、建設省令の定めるところにより、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書(前條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、直前一年の各事業年度における事業実績の概要を記載した書面)

二 登録申請者が第六條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

三 登録申請者が第六條第二項各号の一に該当する者であるときは、その旨を記載し、該当しない者であるときはその旨を誓約する書面

四 前各号に掲げるものの外、登録申請者(法人である場合においては、その役員)の略歴その他建設省令で定める事項を記載した書面

3 登録申請者は、條例の定めるところにより、三千円以下の登録手数料を都道府県に納めなければならない。

第五條 都道府県知事は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を宅地建物取引業者登録簿(以下「登録簿」という)に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに、当該登録申請者にその旨を通知しなければならない。

(登録の拒否) 第六條 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、又は登録申請者若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 第二十條第一項第一号又は第二号第三号から第五号までの規定により登録が取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取締役の日において役員であつた者を含む。)

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当する者

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否することができる。

一 禁こ、以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前号に該当する者

三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録簿等の送付) 第七條 都道府県知事は、第五條第一項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録をした場合において、当該登録を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有するときは、遅滞なく、登録簿のその者に係る部分及び第四條第二項に規定する書類の送付を当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

(変更の届出) 第八條 第五條第一項の規定による登録を受けて宅地建物取引業を営む者(以下「宅地建物取引業者」という)は、第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 第五條第一項の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出) 第九條 宅地建物取引業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる

一 禁こ、以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前号に該当する者

三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

者は、三十日以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 宅地建物取引業者を廃止したときは、宅地建物取引業者であつた者

二 宅地建物取引業者が死亡したときは、その相続人

三 宅地建物取引業者が破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

(登録のまつ消)

第十條 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該宅地建物取引業者の登録をまつ消しなければならない。

一 前條の規定による届出があつたとき。

二 登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をまつ消した場合において、当該登録のまつ消を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有していたときは、遅滞なく、その旨を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第十一條 宅地建物取引業者の各事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、その者に係る登録簿及び第四條第二項に規定する書類又はこれらの字を一般の閲覧に供しなければならない。

(無登録事業の禁止)

第十二條 第五條第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業者を営んではならない。

第三章 業務

(業務処理の原則)

第十三條 宅地建物取引業者は、依頼者その他取引の關係者に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(不当な履行遅延の禁止)

第十四條 宅地建物取引業者は、その業務に關してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支拂を不当に遅延する行為をしてはならない。

(契約書の送付)

第十五條 宅地建物取引業者は、その業務に關して、依頼者から委託を受けて契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約書を依頼者に送付しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十六條 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。

(報酬)

第十七條 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けてはならない。

(業務に關する禁止事項)

第十八條 宅地建物取引業者は、その業務に關して、宅地若しくは建

物の売買、交換若しくは賃借の相手方又は依頼者に対し、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 不当に高額な報酬を要求する行為

(標識の掲示)

第十九條 宅地建物取引業者は、その事務所若しくは、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(業務の停止と登録の取消)

第二十條 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者の登録を取り消さなければならない。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第六條第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第九條の規定による届出がなかつて同條各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

一 第六條第二項各号の一に該当するに至つたとき。

二 第八條第一項の届出を怠つたとき。

三 第十四條から第十六條まで、第十七條第二項、第十八條又は前條の規定に違反したとき。

四 この法律の規定に基く都道府県知事の処分違反したとき。

五 その他他業務に關して著しく不当な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により、登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとする場合において、当該宅地建物取引業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者(法人である場合においては、その役員。以下この條において同じ)又はその代理人の出頭を求め、都道府県知事の指定する職員に聴聞させなければならない。但し、その者又はその代理人が正当な事由がなく聴聞に應じないときは、聴聞を行わないで当該処分をすることが出来る。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により宅地建物取引業者の登録を取り消した場合においては、直ちに、その登録をまつ消するとともに、その旨を登録を取り消された者に通知しなければならない。

5 第十條第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第二十一條 都道府県知事は、宅地建物取引業者の適正な運営を期するため必要があるときは、その業務について必要な報告を求め、又は当該職員をして宅地建物取引業者を営む者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十二條 この法律に規定した事項につき都道府県知事のした処分不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

(適用の除外)

第二十三條 この法律は、国及び地方公共団体並びに信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

第五章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第二十五條 第十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九條、第十五條又は第十九條の規定に違反した者

三 第六條の規定に違反した者

四 第二十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條(前條第一項第三号を除く)の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(この法律施行の際宅地建物取引業を営んでゐる者)

二 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでゐる者は、第五條第一項の規定による登録を受けないでも、その施行の日から起算して六十日間を限り、宅地建物取引業者とみなす。その者がその期間内に第四條の規定により登録を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第九項中「前條第十八号、第十九号」を「前條第十八号から第十九号まで」に改める。

(廣瀬興兵衛君登壇、拍手)

○廣瀬興兵衛君 只今議題となりました道路法案及び同施行法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

道路法案は、大正八年制定以来、約三十年間道路行政の基本法でありました。現行道路法を全面的に改正して、飛躍的に発展する現代交通に対応して、道路の整備発達を圖らんとするものであります。

今回の改正の主なる点は、第一は、我が国の幹線道路網中、重要な部分の急速な整備を緊急とする現状に対応して、国道を一級国道及び二級国道に区分し、國が積極的にその整備を推進することとしたこと。第二は、道路に対する國と地方公共団体の分野を明らかにし、おの／＼その責任と能力を十分に發揮するために、道路は國の營造物であるとする現行法の觀念を改めて、一級国道及び二級国道は國の營造物、その他の道路は各地方公共団体の營造物であるという觀念に改めること。第三は、これに対応して、現行法が道路管理者を各地方公共団体の長としていたのを改めて、一級国道及び二級国道の

管理者は都道府県知事、その他の道路は各地方公共団体自身であることとしたこと。第四は、一級国道の新設改築について、一定の場合においては國の負担率を高めて、その整備を促進したこと。第五は、道路の占用、車両の運行に関する規定を整備したこと。第六は、道路の新設改築に関連して、土地收用法における同様の損失補償の制度を設けたこと。第七は、道路行政の完備を期するために新たに建設大臣の諮問機關として道路審議会を設置したこと。以上のような、道路法を施行するための経過措置、関係法令の改正が同法施行法案であります。

本委員会は法案の重要性に鑑み慎重なる審議をなし、又運輸委員会との連合委員会を開いて質疑応答を重ねましたが、詳細は速記録によつて御承知を願います。その主なる事項は、道路の營造物としての根本の建前、受益者負担の諸問題、鉄道軌道との立体交叉の原則、渡船施設、兼用工作物に関する問題等でありました。なお提案者からは、原案に対して衆議院が修正した諸点、即ち特別負担金に関する規定の削除、道路の修繕に関する法律の廃止取消止め、北海道に対する特例を特定地域の道路にも及ぼすこととした点についても説明があり、これらについても多くの質疑応答がありました。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、両法案共、全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に宅地建物取引業法案について、審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法は宅地建物取引業に対して必要な規制をなし、その業務の適正な運営を圖ることを目的としたものであります。提案者の説明によりますと、宅

地建物取引業については、従前は地方庁令を以て取締を行なつていたのであります。ところが、これらの命令は新憲法の制定によつてその効力を失ひに至つたのであります。然るに今次大戦によつて、建物、特に住宅の需給は極度に逼迫し、土地建物の取引は戦前にもまして頻繁となり、その業者も激増すると共に、悪質業者の不正が頻発して、これがために宅地建物の利用が阻害されるに至つておることは顯著な事実であります。この状況に対して必要な取締をなすと同時に、業者の健全な発達に資するために本法案が提出された次第であります。

法案の概要は、第一に宅地建物取引業者の登録制であります。第二は、業者がその業務に関し受けることができる報酬の額は、都道府県知事が定めた額を超へることができぬこととあります。第三は、業者の業務に關して必要な規制をなすと共に、登録の取消、業務の停止を規定して、業務の公正な運営を圖ることとあります。第四は本法の規定に違反するものの罰則であります。

本委員会における審議の詳細は會議録に譲りますが、主なる事項としては、業界の現況と不正事実の実情、登録については業者が何らかの資格を必要とするものが適當ではないか、取引に關する帳簿を備付けしめる必要はないか、更に業者の向上を圖る具体的措置等でありました。これに対する提案者及び建設省當局の答弁は、業者の数は全國約三万と推定され、昨年度の調査の結果のほか、警察署の相談所や訴訟に現れた数から見ても相当多数の不正事実があること、業者の資格或いは試験制についても多くの案があつたが、この際は登録によつて先ず業者を把握することを急務としたこと、帳簿の備付

けも同様今後に残したこと、業者の向上を圖るためには、本法の運用のほかに業者の協力を求めて行政上の処置によることの答弁が求められてあります。

かくて質疑を終了、討論に入りまして、田中委員長から、本法案に対して原則として賛成するが、第一、登録について業者が何らかの資格を規定すること、第二に、取引に關する帳簿を備付けしめることが業者の利益を保護し向上を圖るためにも必要である。これらの点については、今後本法の運用により、業者の実態を見究めた上で善処することの希望を附して賛成する旨の発言がありました。次いで採決の結果、全会一致衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げました。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず道路法案、道路法施行法案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

昭和二十七年六月二日 参議院會議録第四十六号 ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十日

衆議院議長 林 議治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第三号中、参與の下に、調査員、嘱託員を加える。

第七條第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方自治法第五十五條第二項の市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)十五万以上のもの、は、條例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合は、條例で公平委員会を置くものとする。

第七條に次の一項を加える。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会

を置き、又は当該都道府県の人事委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第七條第四項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた都道府県の人事委員会の委員については、当該都道府県に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。)の職を兼ねることができない。

第九條第十項を削り、同條第十一項を同條第十項とし、同條第十二項を同條第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第三十條から第三十八條までの規定は、常勤の人事委員会の委員の職務に、第三十條から第三十四條まで、第三十六條及び第三十七條の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の職務に適用する。

第十二條第二項中「委員長」を「委員」に改め、同條第五項中「第一項」を「第一項及び第四項」に改め、同條第七項及び第八項中及び第四項中を、第四項及び第五項に改め、同條第四項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第七條第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、事務局を置かないで事務職員を置くことができる。

第四十五條に次の三項を加える。

2 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ、

3 前項の請求があつたときは、人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。

4 第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

附則 第一項中「一年六月を二年」に、二年を二年六月に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員法第七條第三項の規定により公平委員会を置くものとされた地方公共団体がこの法律施行の際に置いている人事委員会は、この法律施行の日から六月以内に限り、存続させることができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、地方公務員法第十五條及び第十七條から第二十二條までの規定が施行されるまでの間に、人事委員会は、任命権者の委託を受け、職員の採用試験を行うことができる。

4 前項の採用試験の実施に關し必要な事項は、地方公務員法第十五條の規定の精神に則り、人事委員会規則で定める。

〔西郷吉之助君、拍手〕

○西郷吉之助君 只今議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

今、今回内閣がこの法案を提出しました理由は、地方行政簡素化の趣旨に則り、又地方公務員法の実施状況等に鑑み、更に、これに所要の改正を加えようとするのでありまして、その内容は、おおむね次の通りであります。

先ず地方行政簡素化の趣旨に則るものとして、第一に、現在五大市以外の市は人事委員会を置くこととなつておるのを改めまして、人口十五万未満の市は、人事委員会を置かないで、公平委員会を置くこととするのであります。

第二に、公平委員会の事務につきましては、これを当該都道府県の人事委員会に委託して処理する途を新たに開くこととありますが、この点につきまして、衆議院において、当該都道府県のみならず、他の地方公共団体にも委託し得ることに修正されました。第三に、現在人事委員会には必ず事務局を置くことになつておるのを改めまして、五大市以外の人口十五万以上の市が置く人事委員会については事務局は任意設置とすることとあります。第四に、人事委員会及び公平委員会の委員の兼職禁止を緩和することとあります。次に地方公務員法の実施状況等に鑑みまして、任用及び職階制に關する規定の施行を更に六か月間延長すると共に、公務災害補償の審査に關する規定を整備することとあります。

委員会におきましては、先ず岡野國務大臣並びに政府委員より提案理由並びに法案内容の説明を聞き、更に衆議院修正案の説明を聞きまして、質疑に入り、人事委員法の政治行為の制限等につき、改正の意思なきやとの質疑がありました。これに對し、岡野國務大臣より、地方制度調査

会において十分研究する旨の答弁があり、又原案より單純労働者に關する法案の提出見込を尋ねましたのに對し、岡野、吉武両大臣より、國の單純労働者に關する法案と關連して速かに立案提出する旨の答弁がありました。

なお若木、高橋両委員と政府委員との間に、人事委員会及び公平委員会の運営等につきまして質疑応答がありました。したが、これらの詳細は速記録によつて御覽を願ひます。

以上を以ちまして質疑は終了しましたので、討論に入り、先ず、原案より、單純労働者に對する特別法案を速かに提出することを要請して原案に賛成されました。かくて討論は終り、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案を可決したところ、ごさいます。よつて、内閣提出、衆議院修正議決にかかるところの地方公務員法の一部を改正する法律案は、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告いたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第五、ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小林英三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

C

昭和二十七年六月二日 参議院會議録第四十六号 ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

特許発明の実施権は、三國の決定に基き特許庁長官が指定したときは、その指定の日を消滅する。

(損害賠償請求権等)

第十二條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における特許発明の実施に対する報酬又は特許権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

(不実施期間の特例)

第十三條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第四十一條第一項及び第二項に規定する期間に算入しない。

(審判の除斥期間の特例)

第十四條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第八十五條第一項に規定する期間に算入しない。

(公告)

第十五條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 第五條第四項の規定により特許を取り消したとき。

二 第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により特許出願を無効としたとき。

三 第十一條の規定による指定をしたとき。

四 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が特許権又は特許を受けるの権利を指定したとき。

五 三國からドイツ財産たる特許権又は特許を受けるの権利を譲り渡した旨の通知があつたとき。

六 三國からドイツ財産たる特許権の存続期間が終了した旨の通知があつたとき。

(ドイツ財産からの除外)

第十六條 ドイツ財産たる特許権又は特許を受けるの権利で、三國が譲り渡したものは、その譲渡の日からドイツ財産でなくなるものとす。

第三章 実用新案及び意匠

第十七條 第二章(第十三條を除く)の規定は、実用新案及び意匠に關し準用する。

第四章 商標

(商標の回復)

第十八條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権(商標法及び団体商標法を含む。以下同じ)で、商標法(大正十年法律第九十九号)第十條の存続期間の終了により消滅したものは、その存続期間の終了の時にさかのぼつて回復する。

(権利消滅の除外)

第十九條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権に關しては、商標法第十條の規定は、適用しない。但し、ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した商標権については、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日から九月を経過したときは、この限りでない。

(商標の登録に關する特例)

第二十條 第二十九條第一項において準用する第五條第四項の規定により登録を取り消された商標(商標法第二十六條第一項の商標)及び同法第二十七條第一項の団体商標

を含む。以下同じ。)と同一又は類似の商標で、その登録を取り消された商標に係る指定商品(商標法第五條の規定により指定した商品)をいう。以下同じ。)と同一又は類似の商標に使用したものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く)をしない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年を経過した後の出願に係る商標及び左に掲げる者がその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品について出願するその商標と同一の商標(第二号及び第三号に掲げる者については、その商標と同一又は類似の商標を使用した他人の商品との混同を防ぐのに適當な表示を附したものを。以下同じ)については、この限りでない。

一 ドイツ財産管理令第四條の規定により三國に歸属したものとされた日(同令第二條第五項のドイツ人財産以外のドイツ財産たる商標権については、その登録の取消の日)においてその登録を取り消された商標の商標権者であつた者又はその承継人

二 国内においてその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に使用している者で、三國の決定に基き特許庁長官が指定するもの

三 日本国との平和條約の最初の効力の発生の際現にその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に專用する権利で外国の法令に基くものを有していた者又はその

権利の承継人で、引き続きその権利を行使しているもの

2 前項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願については、商標法第二條第一項第八号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年(前項但書第二号及び第三号に掲げる者がする出願については、政令で定める期間)を経過した後にする出願については、この限りでない。

3 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録を出願した場合において、その出願に係る商標が他人(同項但書第三号に掲げる者がする出願にあつては、同号に掲げる者であつて、その登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に專用する権利で一の外国の法令に基くものを有し、又は承継したもの)を除く。以下この條において同じ。)の登録商標と同一又は類似であつて、同一又は類似の商品に使用するものであるときは、その出願については、商標法第二條第一項第九号の規定は、適用しない。

4 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願が他人の出願と競合し、又は同日の出願となつたと

きは、同項但書各号に掲げる者がする出願については、商標法第四條第一項の規定は、適用しない。

5 第二項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

6 商標の登録が第一項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。

7 前項の規定による登録の無効は、商標法第二十二條第一項第二号の登録の無効とみなし、同法中商標の登録の無効に關する規定を適用する。

8 第六項の無効の審判については、商標法第二十三條の規定は、適用しない。

(在統期間更新の登録の出願の特例)

第二十一條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した商標権で、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から十九年六月を経過しているものの第十九條の規定により適用されるべき商標法第十條の存続期間は、その公告の日から六月以内にする更新登録の出願により更新することができる。

2 前項の規定による存続期間の更新は、商標法第十一條の規定による存続期間の更新とみなし、同法中存続期間の更新に關する規定を適用する。

3 第一項の更新登録の出願に基き商標権の存続期間更新の登録を受ける者は、商標法第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する商標法第十條の存続期間が

10111

終了した日に登録を受けたものとした場合において登録料として納付すべきであつた金額を登録料として納付しなければならぬ。

に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

(指定標章の使用の禁止等)

第二十二條 何人も、ドイツ財産たる商標又は商標の登録出願から生じた権利に係る商標に關し三國の決定に基き通商産業大臣が指定する標章(以下「指定標章」といふ。)と同一若しくは類似のもの

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

をその商標に係る指定商品と同一若しくは類似の商品に商標として使用し、又はこれを商標として使用した同一若しくは類似の商品を販売してはならない。但し、左に掲げる場合及び日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

第二十三條 指定標章と同一又は類似のものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く)をしない。但し、日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

一 通商産業大臣の指定の現に指定標章と同一又は類似のものを使用する者がその指定の日から一年以内にその商標を使用し、又はこれを使用した商品を販売するとき。

第二十四條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる商標権で、その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものについて登録を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その登録を取り消さなければならない。

二 指定標章と同一又は類似のものを使用した商品を譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

第二十五條 通商産業大臣は、三國からドイツ財産管理令第二十八條の二第一項の規定により輸入を許可した商品について許可を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

三 三國の決定に基き通商産業大臣が指定する者(以下「被指定者」といふ。)以外の者が登録を受けている商標をその指定商品に使用し、又はこれを使用した指定商品を販売するとき。

第二十六條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、は、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

四 被指定者以外の者が使用している商標で、取引若しくは必要者の間に広く認識されているものを同一若しくは類似の商品

第二十七條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、は、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

第二十八條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 指定標章と同一又は類似のものを使用した商品を譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

第二十九條 第四條第一項から第三項まで、第五條、第六條第一項及び第七條並びに第十四條の規定は、商標に關し準用する。この場合において、第五條第一項中「特許権」とあるのは、「商標権(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と、第六條第一項中「特許を受ける権利」とあるのは、「商標の登録出願から生じた権利(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と読み替へるものとする。

二 指定標章と同一又は類似のものを使用した商品を譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

第三十條 第二十二條第一項の規定に違反した者は、十萬円以下の罰金に処する。

三 三國の決定に基き通商産業大臣が指定する者(以下「被指定者」といふ。)以外の者が登録を受けている商標をその指定商品に使用し、又はこれを使用した指定商品を販売するとき。

第三十一條 罰則

四 被指定者以外の者が使用している商標で、取引若しくは必要者の間に広く認識されているものを同一若しくは類似の商品

第三十二條 罰則

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

第三十三條 罰則

六 次條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録を取り消したとき。

第三十四條 罰則

七 第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十五條 罰則

八 第七條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十六條 罰則

九 第八條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十七條 罰則

十 第九條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十八條 罰則

十一 第十條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十九條 罰則

十二 第十一條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第四十條 罰則

は、その最後のもの()の日から二十年を経過しているときは、その商標権は、その二十年が経過した時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

五 次條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録を取り消したとき。

(輸入許可の取消)

六 次條第二項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第二十五條 通商産業大臣は、三國からドイツ財産管理令第二十八條の二第一項の規定により輸入を許可した商品について許可を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

七 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が商標権又は商標の登録出願から生じた権利を指定したとき。

(損害賠償請求権)

八 第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第二十六條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、は、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

九 第七條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

(不使用期間の特例)

十 第八條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第二十七條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、は、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

十一 第九條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第二十八條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

十二 第十一條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第二十九條 第四條第一項から第三項まで、第五條、第六條第一項及び第七條並びに第十四條の規定は、商標に關し準用する。この場合において、第五條第一項中「特許権」とあるのは、「商標権(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と、第六條第一項中「特許を受ける権利」とあるのは、「商標の登録出願から生じた権利(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と読み替へるものとする。

十三 第十二條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十條 第二十二條第一項の規定に違反した者は、十萬円以下の罰金に処する。

十四 第十三條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十一條 罰則

十五 第十四條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十二條 罰則

十六 第十五條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十三條 罰則

十七 第十六條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十四條 罰則

十八 第十七條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十五條 罰則

十九 第十八條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十六條 罰則

二十 第十九條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十七條 罰則

二十一 第二十條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十八條 罰則

二十二 第二十一條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第三十九條 罰則

二十三 第二十二條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第四十條 罰則

二十四 第二十三條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第四十一條 罰則

二十五 第二十四條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

第四十二條 罰則

二十六 第二十五條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十七條において準用する第三條の規定は、第十七條において準用する第二條の規定により回復する実用新案権若しくは意匠権又は第十七條において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する実用新案権若しくは意匠権については、その回復した時から、第十九條の規定は、第十八條の規定により回復する商標権又は第二十九條第一項において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する商標権については、その回復した時から適用する。

「小林英三君登壇、拍手」

○小林英三君 只今議題となりましたドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の平和條約第二十條の規定に従ひまして、ドイツ財産たる工業所有権の処分権を有しておりますアメリカ合衆国、英國及びフランスの三國が、この権利を処分する場合に、我が國はその処分を確保にいたしますための必要な措置を講じなければならぬことになつておるのであります。そこで本法律案は、今までの工業所有権の保全及び管理を主としておつたところのドイツ工業所有権特別措置令を改正いたしましたので、その処分を可能なら

